

改修工事特記仕様書			7 交通安全管理	交通誘導員 ※配置する 1名以上(大型車両等の出入時) ・配置しない (1.3.8)	⑭ 完成図等	○作成する ・作成しない (1.7.1~3)(表1.7.1)	
<p>1. 共通仕様 (1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「標仕」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様 (1)項目は、○印の付いたものを適用する。 (2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3)特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4)特記事項に記載の(別)は、(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。</p> <p>1. 保険及び保証 ・建築工事保険 (保険証の写しを提出) ・請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (・管理財物担保特約に加入のこと) ・法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出)</p> <p>2. 建設共済等 ・建設業退職金共済制度 当初請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。共済証紙購入額 請負金額の1.7/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>			<p>⑧ 建築材料等</p> <p>※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。(1.4.5)</p> <p>⑨ 化学物質を発生する建築材料等</p> <p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。</p> <p>1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JASのFco規格品</p>	<p>⑭ 完成図等</p> <p>○作成する ・作成しない (1.7.1~3)(表1.7.1)</p> <p>種類 ※標仕 表1.7.1による ・各階平面図 ・配置図及び案内図 ・断面図 ・各立面図 ・施工図 ・仕上表 ・ ・施工計画書 ・</p> <p>※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない ・安全に関する資料 提出部数 ※2部 ・</p> <p>⑮ 記録</p> <p>工事記録については下記による。(A4版) ※以下一式(工事写真の撮り方 建築編 に準拠する)</p> <p>※工事着工前 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ・手札版 ()部 ・カラーキャビネ版 ()部 ・専門家撮影、アルバム編集の上提出 ()部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。 ・電子データとし、CD-Rにて提出 ()部 ・監督職員の指示による ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。</p> <p>⑯ 現況復旧</p> <p>工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げとも在来にならぬ補修する。</p> <p>⑰ 設備工事との取合い</p> <p>設備機器の位置、取り合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の型枠及びそれらの補強 ・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所切込み及び補強 ・</p> <p>⑱ 設計FL</p> <p>※図示のベンチマーク(B.M) mm(現状地盤はB.M mm) ※工事着手前に監督職員の確認を必ず行うこと。</p> <p>⑲ 社内検査報告書</p> <p>工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。</p> <p>20 完成引渡し後の点検</p> <p>・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。</p> <p>⑳ 随時検査</p> <p>発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。</p> <p>㉑ 施工体制台帳の提出</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。</p>			
章	項目	特記事項	⑩ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。	⑲ 社内検査報告書	工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。	
1章 一般共通事項	①適用基準等	※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成31年版) ※工事写真の撮り方(平成28年版)建築編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)	11 技能士	※適用する ・適用しない (1.5.2) ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・石材施工 ・ALCパネル施工 ※防水施工 ・タイル張り ・建築大工 ・建築板金 ・左官 ・塗装 ・建具製作 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 ・造園	⑲ 社内検査報告書	工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。	
	②工事実績情報の登録	※請負金額が500万元以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)	⑪ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。	20 完成引渡し後の点検	・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。	
	③品質計画	※建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。(1.2.2) 風速(Vo)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ・30 cm ④40 cm ・	⑫ 施工の立ち会い等	下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。(1.5.7) ・杭打作業中 ・鉄骨製品検査 ・鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時 ・基礎及び各階コンクリート打設時 ・基礎及び各階配筋完了時 ・防水層の施工 ・組積の時 ・仕上検査(監督職員の指示による) ○材料検査(監督職員の指示による) ○完成確認(中間完成を含む) ○製品検査(監督職員の指示による) ・ベンチマーク ○竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。	⑲ 社内検査報告書	20 完成引渡し後の点検	・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。
	④電気保安技術者	・適用する ○適用しない (1.3.3) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする	13 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン (1.5.9) パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パンプ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う(改修部分のみ) ○行わない 測定対象室 ・図示 ○内部改修を行う室 測定箇所数 ・図示 ・箇所 採取方法 ○文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名 2.測定年月日 3.天候 4.測定前の換気及び閉鎖時間 5.測定時間 6.室名と測定時間 7.測定器具 8.化学物質採取方法 9.分析装置	⑲ 社内検査報告書	20 完成引渡し後の点検	・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。
	⑤施工条件	・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・敷地外 (1.3.5) ・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。 ・工事期間中は、施設利用者の安全につとめること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること ・振動、騒音、ほこりでの作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣と調整を行うこと。 ・給食室内改修工事着手は給食が終了する令和2年3月14日以降とする。 ・現場は3月27日までに完了し3月31日までに現場検査を受検すること。 ・引渡しを要するもの() (1.3.11) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ・特定建設資材以外の搬出 構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物(・無 ・有) 処理方法() ※ 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びE票の写しを提出するものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。	⑫ 施工の立ち会い等	下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。(1.5.7) ・杭打作業中 ・鉄骨製品検査 ・鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時 ・基礎及び各階コンクリート打設時 ・基礎及び各階配筋完了時 ・防水層の施工 ・組積の時 ・仕上検査(監督職員の指示による) ○材料検査(監督職員の指示による) ○完成確認(中間完成を含む) ○製品検査(監督職員の指示による) ・ベンチマーク ○竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。	⑲ 社内検査報告書	20 完成引渡し後の点検	・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。
	⑥発生材の処理等	・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・敷地外 (1.3.5) ・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。 ・工事期間中は、施設利用者の安全につとめること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること ・振動、騒音、ほこりでの作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣と調整を行うこと。 ・給食室内改修工事着手は給食が終了する令和2年3月14日以降とする。 ・現場は3月27日までに完了し3月31日までに現場検査を受検すること。 ・引渡しを要するもの() (1.3.11) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ・特定建設資材以外の搬出 構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物(・無 ・有) 処理方法() ※ 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びE票の写しを提出するものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。	⑫ 施工の立ち会い等	下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。(1.5.7) ・杭打作業中 ・鉄骨製品検査 ・鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時 ・基礎及び各階コンクリート打設時 ・基礎及び各階配筋完了時 ・防水層の施工 ・組積の時 ・仕上検査(監督職員の指示による) ○材料検査(監督職員の指示による) ○完成確認(中間完成を含む) ○製品検査(監督職員の指示による) ・ベンチマーク ○竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。	⑲ 社内検査報告書	20 完成引渡し後の点検	・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。

特記事項	変更事項	日付	19. 11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和2年春工事)	図面番号	A-O1
		検印		図名	共通 改修特記仕様書(1)	縮尺	検印
		照準					

2章 仮設工事

①足場その他
内部足場 種別 ○きやつ、足場板等 ・移動式足場 [2.2.1]
外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1]
防護シートによる養生 ○行わない ・行う
材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1]
既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1]
固定家具等の移動 ・行わない ※行う(図示)

②養生その他

3 仮設間仕切り
(a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1]
種別 下地 仕上材(厚さmm) 充てん材 塗装
・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・) ※無し
・B種 ・木下地 ※せっこうボード(※9.5 ・) 厚さ mm ・片面
・C種 単管下地 防炎シート
仮設扉 ※木製扉 ・合板張り程度 ※無し
・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り

4 監督職員事務所
・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1]
(・規模 m程度 ・仕上げ:床、壁、天井 程度)

⑤工事用水
構内既存の施設 ※利用できる(○有償・無償) ・利用できない

⑥工事用電力
構内既存の施設 ※利用できる(○有償・無償) ・利用できない

3章 防水改修工事

1 既存下地の補修及び処置 ※図示による [3.2.6]
既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない

2 アスファルト防水 [3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~3.3.10]
防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類
アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所
改修用ドレン ※設ける(箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5]
屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材
材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き)
・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり)
厚さ(mm) ※35
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材
材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号
厚さ(mm) ※35
乾式保護材 製造所の仕様による
防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック
仕上塗装(P2A,M3D,POD,POD1,M3D1,M4D1,工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による
施工標識 ※設ける ・設けない

3 改質アスファルトシート防水 [表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3]
防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類(厚さmm) 仕上げ塗料等
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所
露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
施工標識 ※設ける ・設けない

4 合成高分子系ルーフィングシート防水 [表3.1.1][3.5.2~3][表3.5.1~2]
防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類(厚さmm) 仕上げ塗料等
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ [3.5.2]
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所
機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2種
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b
・A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号
・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板
接着工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる
上記断熱材のほか ・ポリエチレンフォーム保温材 ・A種ポリエチレンフォーム保温材
改修用ドレン ※設ける(箇所) ・設けない
※製造所の指定する製品 ・鋼製 ・鉛製
施工標識 ※設ける ・設けない

5 塗膜防水 [表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1]
防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上げ塗料等
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による
既存塗膜防水層表面の仕上げ塗料の除去(L4X工法) ・除去する [3.2.6]
脱気装置(S4S工法及びS3S工法) ・設けない ・設ける
施工標識 ※設ける ・設けない

6 保証期間
防水の保証期間は原則、10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

⑦シーリング
○シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [3.1.4][表3.1.2]
・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]
※下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする
施工箇所 シーリング材の種類(記号)
建具廻り MS-2
水廻り SR-1
シーリングの試験 ※行わない ・行う(※簡易接着性試験 ・引張接着性試験)

8 とい
材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・硬質ポリ塩化カービド管(VP) [3.8.2(a)]
とい受け金物 ※SUS製 ・亜鉛メッキ製
ルーフトレン ※改修標仕表 3.8.2を標準とする ・図示による [3.8.2(b)][表3.8.2]
表面処理 ・A-1種 ※B-1種 [3.9.2]

9 アルミニウム製笠木

4章 外壁改修工事

1 施工数量調査 [1.5.2]
調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲
調査内容 ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。
調査報告書の部数 ※1部

2 改修工法の種類 [4.1.4~5]
外壁の種類 種類 改修工法
・コンクリート打放し仕上げ ・ひび割れ部 ・欠損部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
・モルタル塗り仕上げ ・ひび割れ部 ・欠損部 ・浮き部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
・充填工法 ・モルタル塗替工法
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・タイル張り仕上げ ・ひび割れ部 ・欠損部 ・浮き部 ・目地 ※樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法
・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法
・塗り仕上げ ・薄付け仕上塗材塗り ・可とう形改修用仕上塗材塗り
・厚付け仕上塗材塗り ・各種塗料塗り
・複層仕上塗材塗り ・マチック塗材塗り

3 ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.3.4]
樹脂注入工法(・モルタル面 ・躯体コンクリート面)
注入工法の種類 ひび割れ幅(mm) 注入間隔(mm) 注入量(cc/m) 備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※
・手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40
0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70
・機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130
注入材料 [4.2.2]
※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形)
検査(コア抜き) ※行わない
・行う(抜き取り部の補修方法:)
・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5]
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材
・可とう性エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6]
シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

4 欠損部改修工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7]
※充填工法
充填材料 ・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面 ・コンクリート面 ・C面)
・エポキシ樹脂モルタル()
・モルタル塗替え工法(改修標仕4.2.2(g)による)

5 浮き部改修工法 [4.1.4][4.10~4.15][表4.4.3][表4.4.4]
改修工法の種類 アンカーピンの本数(本/m²) 注入口の箇所数(箇所/m²) 充てん量
(モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※16 ※25 ※25ml
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25ml
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ・25ml ※50ml
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml
※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする
アンカーピン [4.2.2]
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン [4.2.2]
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm

6 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5]
既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5]
工法 処理範囲 下地面の補修
・サンダー工法 ※既存仕上面全体 ・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体 ・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上面全体 ・欠損部改修工法
・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体
下地調整材 [4.2.2][4.6.3]
※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材材を使用

7 仕上げ塗り材仕上げ [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5]
種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5]
種類 呼び名 仕上げの形状
・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E
・砂壁状 ・着色骨材砂壁状
・砂壁状 ・ゆず肌状
・ゆず肌状 ・凹凸状
・複層仕上塗材 ・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE
上塗材
・複層塗材E
・複層塗材RE
・水系アクリル
・水系アクリルシリコン
・防水形複層塗材CE
・防水形複層塗材E
・防水形複層塗材RS
外観 ※つやあり ・つやなし
・メタリック
防水形の増塗材 ・行う
・軒天用軽量骨材
・吹付用軽量塗材
・こて塗用軽量塗材
・砂壁用
・平坦状

8 設計数量
外壁部位 種類 工法 数量 備考
・コンクリート打放し面 ・ひび割れ部 ※Uカットシール材充填工法 m
・欠損部 ※エポキシ樹脂モルタル充填工法 箇所
・モルタル塗り仕上げ面 ・ひび割れ部 ※Uカットシール材充填工法 m
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 m
・欠損部 ※充填工法 m
・浮き部 ※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 m²
※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。
尚、数量の10%を超える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。

5章 建具改修工事

①改修工法
 ・かぶせ工法 ○撤去工法 (○引き抜き工法 ○はつり工法) [5.1.3]

2 見本の製作等
 ・建具見本の製作 ・特殊な建具の仮組 [5.1.5]

③アルミニウム製建具
 外部に面する建具(フロントサッシは除く) [5.2.2][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○A種	S-4	※A-3	※W-4	※70	※図示
・B種	S-5			・100	
・C種	S-6	A-4	W-5	・100	

表面処理 ※B-1種 ・B-2種(※ﾌﾞﾛｯｸ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝﾍﾞﾙ) [5.2.4][表5.2.2]
 内部建具
 表面処理 ※C-1又はB-1種 ・C-2又はB-2種(※ﾌﾞﾛｯｸ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝﾍﾞﾙ) ※D種(※ｼｯﾄ)

4 網戸
 防虫網 [5.2.3]
 網の種類 ・ステンレス(SUS316)製 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製
 形式 ※可動式 ・固定式

5 樹脂製建具
 外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による) [5.3.2][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S-4	A-4	W-4	※70	※図示
・B種	S-5		W-5	・100	
・C種	S-6				

・防音ドアセット及び防音サッシの適用 種別 ・T-A種 ・T-B種 [5.3.2][表5.3.2]
 ・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用 種別 ・H-A種 ・H-B種 [5.3.2][表5.3.3]

6 鋼製建具
 簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない [5.4.1]
 7 鋼製軽量建具
 品質規格 ※改修標準仕5.5.1による [5.5.2][5.5.4]
 ・製造所標準仕様による
 簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない

8 ステンレス製建具
 表面仕上げ ※H-L仕上げ ・鏡面仕上げ [5.6.2][5.6.4]
 曲げ加工 ※普通まげ ・角出しまげ
 簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない

9 建具用金物
 マスターキー ・製作する ・製作しない(既設マスター合わせ) [5.7.4]
 モノロック ゴール(UH) 美和ロック(U9HK)
 シリンダー箱錠 ゴール(AS) 美和ロック(U9HK, MA, LH, LA)
 シリンダー本締り錠 ゴール(HD) 美和ロック(U9BH, DA)
 ドアクローザー ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)
 フロアヒンジ 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リヨービ
 ヒンジクローザー 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
 リヨービ、デンセイオートテック
 押板、取手 樹建工業、ユニオン

10 自動ドア開閉装置
 開閉方法 ※スライディングドア ・スイングドア [5.8.2][5.8.3][表5.8.1~5.8.3]
 センサーの種類 ・マットスイッチ ・光線スイッチ ・熱線スイッチ ・

11 自閉式上吊り引戸装置
 品質規格 ※改修標準仕5.9.3による [5.9.3][表5.9.1]
 ・製造所標準仕様による

12 重量シャッター
 種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター [5.10.2][表5.10.1]
 ・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター
 開閉機能 ・上部電動式(手動併用) ・上部手動式 [5.10.2]
 スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板 [5.10.3]
 形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4]
 シャッターケース(防火・防煙以外のもの) ・設ける ・設けない
 危害防止機構 ・障害物感知装置(自動閉鎖型)
 ・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
 耐風圧性能 () N/m² (一般重量・外壁用防火のもの)

13 軽量シャッター
 開閉形式 ※手動式 ・上部電動式(手動併用) [5.11.2][表5.11.1]
 スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・ [5.11.3]
 形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4]
 耐風圧性能 () N/m²

14 その他のシャッター
 ・オーバーヘッドドア
 ・リンググリルシャッター

6章 内装改修工事

15 ガラス
 種類・厚さ ※ 建具表による [5.13.2]

16 ガラスの留め材
 種別(区分は図示による) [5.13.2][表5.13.1]
 ※シーリング材(SR-1, シリコン系、90306) ・ガasket
 品質は、JIS A57591による
 ※熱線遮断用フィルム 種類(・第2種 ・) 張り面(※内張 ・外張)
 性能値 ※層間変位試験に適合するもの(B法)

17 ガラス用フィルム

①改修範囲
 既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3]
 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示による範囲
 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示による範囲
 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲
 ※既存のまま ・図示による範囲

②既存床の撤去並びに
 下地補修
 タイルの撤去 ・仕上げ材のみ(接着剤とも) [6.2.2]
 ○下地モルタルとも(※図示の範囲 ・除去範囲全て)
 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・図示
 合成樹脂張り床の除去 ・機械的除去工法 ・目荒工法
 間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修 [4.4.9][6.3.2]
 ※図示 ・モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強 ・行う ・行わない)

3 既存壁の撤去並びに下地補修

4 木下地等
 表面の仕上がり ・A種 ・B種 ・C種 [6.5.1][表6.5.1]
 木材の含水率 ※A種 ・B種 [6.5.2][表6.5.2]
 木材の品質 ※改修標準仕6.5.2による ・市販品 [6.5.2][表6.5.3]
 樹種 構造材 ※杉 ・松 ・ひのき
 造作材 ※杉 ・松 ・ひのき
 代用樹種 ※改修標準仕6.5.4による [6.5.2][表6.5.4]
 ・代用樹種を適用しない箇所()
 防蟻処理 ※行わない ・行う(箇所一 際根太、畳下床組)
 木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。
 ※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。

5 集成材等
 集成材の材質 ※6.5.2(b)による ・
 ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種
 集成材の等級

品名	規格・品質	芯材の樹種	施工箇所
※集成材	・一般材	・たも ・なら ・しおじ	休憩室上り框
・構造用集成材	・1種 ※2種	・	
・造作用集成材	※1等 ・2等	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1等 ・2等	・針葉樹単一樹種	

⑥接着剤
 ※本工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 [6.5.2]
 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 [6.8.2][6.14.2]

7 床板張り
 フローリング及び緑甲板張り床 [表6.5.10]

下張り用床板	※無し	
・有り	※合板張り	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・
床板	※単層フローリング(標仕19.5.2)による	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種
	・緑甲板	※ひのき

8 軽量鉄骨天井下地
 野縁等の種類 屋内(※19形 ・25形) 屋外(※25形 ・19形) [6.6.2][表6.6.1]
 既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない [6.6.4]
 あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない
 耐震補強 ・行う(図示)
 屋外軒天井及びピロティ天井補強 ・図示

⑨軽量鉄骨壁下地
 スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示

10 ビニル床シート
 工法 ※熱溶接工法 ・突付け(施工箇所) [6.8.2][6.8.3]

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※発泡層のないもの	※F S	・無地 ※マーブル柄	・2.5 ※2.0	
・防汚性ビニル床シート			・2.5 ※2.0	

接着材 ※改修標準仕6.8.1による ・エポキシ樹脂系

11 ビニル床タイル [6.8.2]

種類	JISの記号	厚さ(mm)	備考
※単層ビニル床タイル	T T	※2.0	
・複層ビニル床タイル	F T	・	
・コンポジションビニル床タイル	K T	・	

接着材 ※改修標準仕6.8.1による ・エポキシ樹脂系 [6.8.2]

12 帯電防止ビニル床タイル

種類	厚さ(mm)	性能
※単層ビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値 1.0x10 ⁹ Ω以下又は
・複層ビニル床タイル		漏えい抵抗値 1.0x10 ¹⁰ Ω以下
・コンポジションビニル床タイル		

13 誘導用及び注意喚起用床材 [6.8.2]

種類	寸法(mm)	施工箇所
・塩化ビニル製	※300x300	
・レジンコンクリート製	・	
・磁器又はせっ器質タイル		

⑭ビニル幅木
 高さ(mm) ・60 ※75 ・100

15 カーペット敷き
 ・織じゅうたん [6.9.2][6.9.3][表6.9.1]

種別	パイル形状	色柄等	備考
・A種	・カットパイル	※無地	
・B種	・ループパイル	・柄物(標準品)	
・C種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・

・タフテッドカーペット [6.9.2][6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長(mm)	工法	帯電性
・カットパイル	※5~7	※全面接着工法	人体帯電圧
・ループパイル	※4~6	・グリッパー工法	※3kV以下
・カット、ループパイル併用	・		

耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・

・タイルカーペット [6.9.2][6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	種類	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
・ループパイル	※第一種 ・第二種	※500x500	※6.5	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

下敷き材 種類 ※第二種二号 厚さ 8.0mm

16 合成樹脂塗床 [6.10.3][表6.10.4~表6.10.8]

・弾性ウレタン塗床材 ※平滑仕上げ ・防汚仕上げ ・つや消し仕上げ
 ・エポキシ樹脂塗床材 ※薄膜流し展べ仕上げ ・防汚仕上げ
 ・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑 ・防汚)
 ・樹脂モルタル仕上げ(※平滑 ・防汚)
 ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

17 フローリング張り [6.11.2~6.11.7][表6.11.1~表6.11.4]

種別	樹種	工法	塗装
※天然木化粧複合フローリング	※なら	※釘止め工法(G種)	※塗装品
・単層フローリング	・ひのき	・接着工法	・無塗装品
・モザイクパーケット張り			

ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

18 畳敷き
 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ※D種(KT-Ⅲ) [6.12.2][表6.12.1]

⑱ せっこうボード
その他ボード張り

[6.13.2][表6.13.1]

種 類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等	
・硬質木毛セメント板	HW	・ 15	・ 20
・普通木毛セメント板	NW	・ 15	・ 20
・ けい酸カルシウム板	0.8FK	無石棉 ※6	
・ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ(※9(不燃)・12() ・凹凸タイプ(※12(不燃)・15・19)	
○せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)・9.5(準不燃)	
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) 化粧有(トラン-チン模様)	
・強化せっこうボード	GB-F	・ 12.5(不燃) ・ 15.0(不燃)	
・シーリング石こうボード	GB-S	・ 12.5(不燃)	
・化粧せっこうボード	GB-D	・ 12.5(不燃) ・ 9.5 (準不燃)	
・せっこうラスボード	GB-L	・ 9.5	
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による 厚さ1.2	
・パーティクルボード			
・化粧けい酸カルシウム板	0.8FK	※6	

合板類、繊維板、パーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 ※適用する ・適用しない

⑲ せっこうボードの
目地処理

[6.13.3][表6.13.5]

○継目処理法 施工場所(塗装下地) ※ベベル目地処理

・突付け工法 施工場所(天井(化粧石膏ボード))

・目透し工法 施工場所(素地仕上(石膏ボード)、天井(ケイカル板))

21 壁紙張り

[6.14.3]

施 工 箇 所	壁紙の種類	防火性能	備 考
保育室・乳児保育室	※AA級	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
上記以外の各室	※AA級	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル及びプラスター面の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [表7.2.5]
石こうボード及びその他ボード面の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [表7.2.7]
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

22 磁器器質タイル張り

タイルの種類 [6.16.3]

施工箇所	形状寸法(mm)	用途による区分	耐凍害性		色 調		うわぐすり		役 物	
			無	有	標準	特注	無釉	施釉	無	有
テラス段鼻	60巾	・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き ※行わない ・行う(※外装タイル)

内装タイル ※壁タイル接着剤張り ・改良積上げ張り [6.16.5][表6.16.5]

23 セルフレベリング

セルフレベリング材の種類 ・せっこう系 ※セメント系 [6.17.1][表6.17.1]
※厚み(10mm程度)

24 断熱材

(標19.9.2)(標19.9.3)

種 類	施工箇所	厚さ (mm)	品質等
・押出法 ポリスチレン フォーム 保温板	※2種b	※一般部	※ノンフロンもの ・特定フロンを使用しないもの
	※3種b	・接地点部分	
・現場発泡断熱材	※断熱材補修部分		ノンフロンタイプ ・HFCタイプ 難燃性・3級 ・2級 ・難燃材料相当品
	・一般部	※15	

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

(標20.2.3)

構造形式	断面部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6・0.8)	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・

遮音性 ・あり() ・なし

25 可動間仕切

26 フリーアクセス
フロア

(標20.2.2)

施 工 箇 所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
				・帯電防止床タイル ・タイルカーペット

製造所

27 移動間仕切り

(標20.2.4)

パネル表面材(・) 遮音性(・)

パネル及び圧着装置の操作方法(・)

28 トイレブース

(標20.2.5)

パネル表面材 (・高圧メラミン化粧板 ・)

脚 部 ※幅木タイプ ・脚金物タイプ

29 階段滑り止め

材種 ※ステンレス製ビニルタイヤ入り ・ (標20.2.6)

寸法 ※幅 35mm ・ 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法

30 黒板及び
ホワイトボード

黒板 (暗線入り工場製品) (標20.2.8)

種類 ※ホーロー黒板 ・焼付け鋼製黒板 ・ホーロー白板(暗線入り)

31 ブラインド

・既存再使用する(養生方法) [2.3.1][5.1.6]
・新設する (標20.2.12)

形 式	種 類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所
※横型	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25 ・	
・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100	

32 カーテン

・既存再使用する(養生方法:撤去および復旧) [2.3.1][5.1.6]
・新設する (標20.2.14)

施 工 箇 所	名称・品質	ひだの種類	形 式
便所(1)、便所(2)	シャワーカーテン ビニル製・はっ水加工品	・ひだなし ・片ひだ	・片引き ・引分け

各保育室、乳児保育室(1才) 布地 ・箱ひだ等 ・片引き
乳児室(0才)、休憩室、ロッカー室 仕上げ表による ・片ひだ ・引分け

防火加工 消防庁認定の ① とする

カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型
カーテンきれ地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・一横幅未満は使用しない
暗幕用カーテンの召合せの重なりは、300mm以上とする

33 点検口

天井点検口 ※アルミニウム製 (※額縁タイプ ・目地タイプ)

床点検口 ※アルミニウム製 ・受け枠(・)

34 流し台ユニット

種 類	寸 法	適用内容	規格・品質等
流し台	・1200 ※1500 ・	トラップ付	
コンロ台	※600 ・ 700 ・	バックガード付	

7章 塗装改修工事

① 材料一般

・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。()
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 [7.1.3]
※規制対象外 ・第三種

② 下地調整

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1]
下地調整 [表7.2.1～表7.2.7]

下地面の種類	下地調整の種類別	備 考
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種(不透明塗り)
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規鋼製建具はRC種 新規鋼製建具以外はRA種
モルタル、プラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
コンクリート及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規せっこうボードで目地 処理(継目処理)工法はRA種 [表7.2.4～表7.2.6]

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4～表7.2.6]
・行わない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示)

3 錆止め塗料塗り

塗料種別 [表7.3.1]

屋外 (※A種 () ・ B種) 屋内 (※A種 ・ B種 ・ C種)
鉄鋼面EP-Gの場合 (・ A種 ※B種) [表7.3.3][表7.3.4]

塗り工法 [表7.3.3][表7.3.4]

鉄鋼面塗り替えの場合の種類 ・A種 ・B種 ※C種

亜鉛めっき面の塗りの種類 ・A種 ・B種 ※C種

亜鉛めっき面EP-G塗り替えの場合の種類 ・A種 ・B種 ※C種

新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種類 ※標仕18.3.3による

4 合成樹脂調合
ペイント塗り(SOP)

塗り工法 [7.4.1～7.4.5][表7.4.1][表7.4.2][表7.4.3]

下地の種類	塗料種類	塗り工法
木部	※1種 ・2種	新規(屋外 ※A種 ・ B種 屋内 ※A種 ・ B種) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	※1種 ・2種	・A種 ※B種 ・ C種
亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.3による ・

5 フタル酸樹脂
エナメル塗り(FE)

木部 種別 (・ A種 ※B種 ・ C種) [7.6.2][表7.6.1]
鉄鋼面、亜鉛めっき面 種別 (・ A種 ※B種 ・ C種) [7.6.3][表7.6.2]

6 アクリル樹脂系非水
分散形塗料(NAD)

塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.5][7.2.6]
塗り工法の種類 ・A種 ※B種 [7.7.2][表7.7.1]

7 耐候性塗料塗り(DP)

塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.2][表7.2.1]～ [7.2.7][表7.2.7]

・鉄鋼面 工法は、表7.8.1 種別は新規はA種、塗替えはB種 (7.8.2)(表7.8.1)
・亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2 種別は新規はA種、塗替えはB種 (7.8.3)(表7.8.2)

上塗種別

- ・ JISK5659(1級) ふっ素系樹脂塗料
- ・ JISK5659(2級) シリコン系樹脂塗料
- ・ JISK5659(3級) ポリウレタン系樹脂塗料

・コンクリート面、押出成型セメント板面 工法は、表7.8.3 種別は(・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2 ・ C-1種 ・ C-2種) (7.8.4)(表7.8.3)

上塗種別

- ・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級)
- ・ JISK5658 主要原料 シリコン樹脂(2級)
- ・ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)

⑧ つや有合成樹脂
エマulsion
ペイント塗り(EP-G)

[7.9.2～7.9.5][表7.9.1～表7.9.4]

下地の種類	塗り工法
コンクリート、モルタル、プラスター、その他ボード面	新規(・ A種 ○ B種) 塗替え(※B種 ・)
木部	新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	新規(・ A種 ・ B種) 塗替え(※B種 ・)
亜鉛めっき鋼面	新規(・ A種 ・ B種) 塗替え(※B種 ・)

塗替えの場合のシーラー ※改修標仕 7.9.2による ・行わない

9 合成樹脂エマulsion
ンペイント塗り(EP)

塗り工法の種類 ・A種 ※B種 ・ C種 [7.10.2][表7.10.1]

10 合成樹脂エマulsion模様
塗料塗り(EP-T)

新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 [7.11.2][表7.11.1]
塗替えの場合

既存塗膜	下地調整	種 別
合成樹脂エマulsion模様塗り	※RB種	※A種
	・RC種	※C種
平滑な塗料塗り	※RB種	・A種 ・B種
	・RC種	・C-1種 ・C-2種

11 ウレタン樹脂
ワニス塗り(UC)

塗り工法の種類 ・A種 ※B種 [7.12.2][表7.12.1]
塗料の種類 ※1液形 ・2液形

12 木材保護塗料塗り
(WP)

工法 ・A種 ※B種 [7.15.2][表7.15.1]

<p>9章 環境配慮 改修工事</p>	<p>①一般事項</p> <p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針</p> <p>・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p>			<p>除去工法</p> <p>吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去</p> <p>・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法</p> <p>・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法</p> <p>・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法</p> <p>上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。</p> <p>下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。</p>	<p>⑥路盤の構成及び仕上げ</p> <p>・横仕22.3.2(C)は適用しない (22.3.2)(表22.3.2)</p> <p>⑦アスファルト舗装</p> <p>構成及び厚さ ①車道部の基層なし 基層 - 表層 50mm (22.4.2)</p> <p>・車道部の基層有り 基層 50mm 表層 30mm</p> <p>・歩道部 基層 - 表層 30mm</p>																																																		
	<p>2 アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1]</p> <p>アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない</p> <p>アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない</p> <p>施工箇所及び工法 ※図示</p>			<p>除去工法の試験施工 ※行う ・行わない</p> <p>作業場の隔離及び養生</p> <p>※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による</p> <p>・隔離養生不要 ・その他 ()</p>	<p>配合その他 (22.4.4)</p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.6)</p> <p>基層 ・粗粒度アスファルト混合物(20)</p> <p>表層 ※密粒度アスファルト混合物(13)又は密粒度アスファルト混合物(13F)</p> <p>・細粒度アスファルト混合物(13)又は細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)</p> <p>試験練り ・行う ※行わない</p> <p>シーコート ・行う ※行わない (22.4.5)</p> <p>切取り試験 ・行う ※行わない (22.4.6)</p> <p>平坦性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度</p> <p>アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない</p>																																																		
	<p>3 アスベストの含有調査</p> <p>分析による確認 ・行う(下表による) ・行わない</p> <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> </table>	材料名	調査方法	1材料あたりの試料数		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)			<p>官公署等への届出</p> <p>労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない</p> <p>石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない</p> <p>大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない</p> <p>外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は不要とする。</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定 ※行う(試験施工時) ・行わない [9.1.3]</p> <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキリティゾ-ン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキリティゾ-ン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気
	材料名	調査方法	1材料あたりの試料数																																																				
		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																																				
	※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																																					
	※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																																					
	※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																																					
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考																																																			
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																			
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																																			
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																			
	測定4	セキリティゾ-ン入口	1点	空気の流れを確認																																																			
	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																			
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																			
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																			
<p>4 アスベスト含有吹付け材の除去</p> <p>アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 [9.1.3]</p> <p>除去吹付け材()含有場所()</p> <p>吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定 ※行う</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定</th> </tr> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキリティゾ-ン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。</p> <p>(注)2. 集じん・排気装置の性能確認</p>	表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定					測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキリティゾ-ン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気			<p>表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">試験施工時</td> <td>測定1</td> <td>※施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>2方向各1点</td> <td></td> </tr> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考	試験施工時	測定1	※施行区画周辺又は、敷地境界	2方向各1点		
表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定																																																							
測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																																			
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																			
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																																			
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																			
	測定4	セキリティゾ-ン入口	1点	空気の流れを確認																																																			
	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																			
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																			
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																			
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考																																																			
試験施工時	測定1	※施行区画周辺又は、敷地境界	2方向各1点																																																				
	<p>5 アスベスト含有仕上塗材の除去</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。</p> <p>アスベスト含有箇所 ・吹付主剤 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上)</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無</p> <p>除去仕上塗材()含有場所()</p> <p>吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。</p> <p>撤去の範囲 ・全面撤去 ・塗膜の劣化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による</p> <p>外壁補修等作業はUカット工法、アンカーピニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法、足場アンカー設置、コア抜き等軽微な作業を示す。</p>	<p>6 アスベスト含有保温材等の除去</p> <p>アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 [9.1.4]</p> <p>除去保温材()含有場所()</p> <p>作業場の隔離 ・行う ・行わない</p> <p>・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する</p> <p>・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p>	<p>7 アスベスト含有成形板の除去</p> <p>アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 [9.1.5]</p> <p>除去成形板()</p> <p>含有場所()</p> <p>作業場の隔離 ・行う ・行わない</p> <p>処分方法 ・埋立処分</p> <p>・アスベストの中間処理に適する熔融施設</p> <p>・認定を受けた無害化処理施設</p>	<p>8 特記事項</p> <p>※本工事に配置管理させる者(有資格者)</p> <p>※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者)</p> <p>又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)</p>																																																			
		<p>舗装工事</p> <p>1 路床</p> <p>・遮断層 厚さ(mm) ・ 材料 ※川砂、海砂、良質な山砂 ・ (22.2.2)</p> <p>・路床安定処理 厚さ(mm) ・ 添加材料の種類</p> <p>・盛土材料 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1)</p> <p>・フィルター層 厚み ・車道150mm歩道50mm ・ (22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1)</p> <p>・ジオテキスタイル 品質 (22.2.3)</p> <p>2 路床土の支持力比試験</p> <p>・行う(・乱した土 ・乱さない土) ・行わない (22.2.5)</p> <p>3 路床締め固め度の試験</p> <p>・行わない ・行う (22.2.5)</p> <p>4 砂の粒度試験</p> <p>・行わない ・行う</p> <p>⑨路盤材料</p> <p>路盤の厚さ 車道部(※150 ・)mm 歩道部(※100 ・)mm (22.3.2)</p> <p>種別及び呼び名 ・クラッシュランC-40又はクラッシュランスラグCS-40</p> <p>※再生クラッシュランRC-40</p> <p>締め固め度の検査 ・行う (箇所) ※行わない</p>	<p>9 カラー舗装</p> <p>構成及び厚さ ※表22.6.1による ・ (22.6.2)(表22.6.1)</p> <p>舗装の種類 ・加熱系(・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物)</p> <p>・常温系(・ニート工法 ・塗布工法)</p> <p>車道部の基層 ・有り ※無し</p> <p>10 透水性アスファルト舗装</p> <p>厚さ ※歩道部30mm ・ (22.7.2)</p> <p>平坦性 ※著しい不陸がないもの</p> <p>アスファルト ・歩道部 ※ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1)</p> <p>試験練り ・行う ※行わない (22.7.4)</p> <p>開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)</p> <p>11 ブロック系舗装</p> <p>目地材 ※砂 ・モルタル (22.8.2)</p> <p>舗石の基層 ※コンクリート舗装 ・アスファルト舗装</p> <p>平坦性 ※歩行に支障となる段差がない(3mm以下)</p> <p>舗石の種類 ・形状 ・寸法</p> <p>コンクリート平板の種類及び寸法 ・N300 ・ (22.8.3)</p> <p>インターロックブロック 材質 形状 普通 t=60</p> <p>クッション材 ※砂 ・空練りモルタル</p> <p>表面加工 種類 寸法</p> <p>12 砂利敷き</p> <p>材料 ・A種(通路) ・B種(建物周囲その他) (22.9.2)</p>																																																				

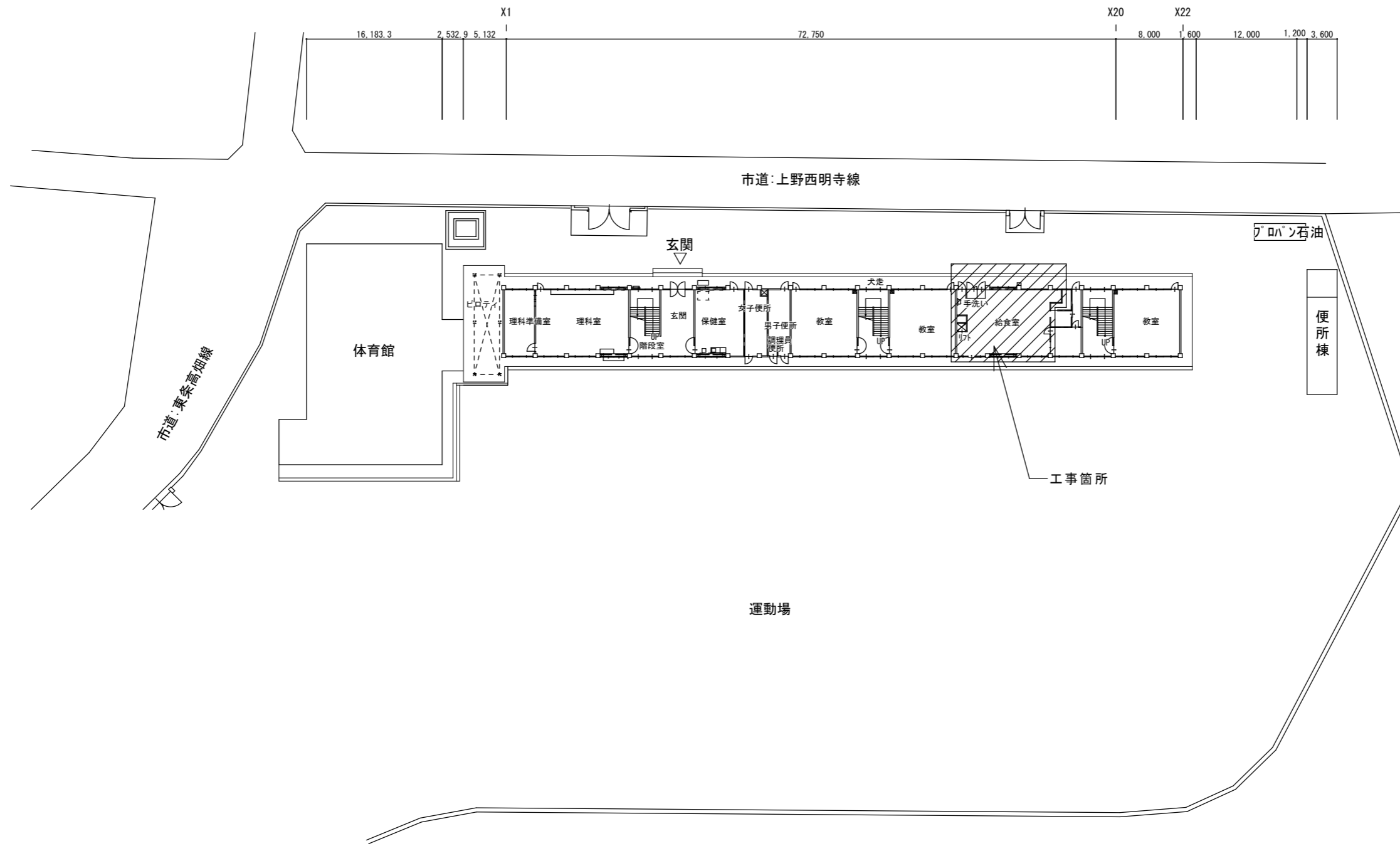
中瀬・三訪小学校新給食センター配送校給食室改修工事（令和2年春工事） 解体工事特記仕様書	
総 則	
工 事 概 要	1. 工事場所 伊賀市 西明寺他 1 地内 2. 工事種目 解体工事
1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説(平成31年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。	
2. 特記仕様 新営特記仕様書による	

章	項 目	特 記 事 項
1 章	一般共通事項	新営特記仕様書による
2 章	仮設工事	① 騒音・粉塵等の対策 ☒ 騒音、粉塵等の対策 [2.2.1] ※ 防音パネルを隙間なく取付ける。 ・ 防音シートをジョイントの重ねと結束を十分に施す。 ◎ 養生シート等を隙間なく取付ける。 ・ なお、シート類は防災処理されたものとする。 ※ 防音パネル等を取り付ける足場等の範囲 ※ 図示による。 2 監督職員事務所等 ・設ける。(規模・備品等の設置は下記による) ・設けない [2.3.1] ③ 工事用電力 構内既存の施設 ◎利用できる (○有償 ・無償) ・利用できない ④ 工事用水 構内既存の施設 ◎利用できる (○有償 ・無償) ・利用できない
3 章	解体施工	1 杭 杭の解体 ・ 行う ・ 行わない [3.9.2] ・ 引抜き工法 ・ 破碎による解体 2 構内舗装等 ・ 樹木等の伐採 ・ 行う ・ 行わない [3.10.1] ・ 樹木等の伐採抜根 ・ 行う ・ 行わない ・ 樹木等の移植 ・ 行う ・ 行わない ※ 対象樹木等は図示による。 3 地下埋設物等 地下埋設物及び埋設配管等の解体 ・ 行う ・ 行わない [3.11.1] 4 埋戻し、盛土及び整地 解体後の埋戻し ・ 行う ・ 行わない [3.12.1] 盛 土 ・ 行う ・ 行わない
4 章	建設廃棄物の処理	① 再資源化等 中間処理施設 (廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設) [4.4.1] 再資源化施設 (同上) 蛍光灯、H I Dランプ ・ 行う ◎ 行わない 硬質塩化ビニル管・継手 ・ 行う ◎ 行わない ガラス ・ 行う ◎ 行わない 木材の縮減 ・ 行う ◎ 行わない 現場での利用 ・ 行う ◎ 行わない 2 産業廃棄物 産業廃棄物の広域的処理 ・ 行う ・ 行わない [4.4.2] 広域認定制度 ③ 最終処分 最終処分物 (引渡しを受ける物及び再資源化を行うもの以外の物) [4.4.4] 最終処分場 (廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設) 4 処理に注意を要する建設廃棄物 ・ C C A 処理木材 [4.5.1] ・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード ・ 上記以外の石膏ボード ・ 最終処分 ・ 再資源化 ⑤ 廃棄物管理票 ☒ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員に A 票及び E 票の写しを提出するものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。

5 章	1 施工調査 特別管理産業廃棄物等の調査 ・ 行う ・ 行わない [5.1.2] 2 特別管理産業廃棄物等の処分等 特別管理産業廃棄物等の処分等 ・ 行う ・ 行わない [5.4.1] 3 P C B を含む機器類 微量 P C B の分析調査 ・ 行う ・ 行わない [5.4.3] 4 P C B 含有シーリング材 分析調査及び撤去 ・ 行う ・ 行わない [5.4.4] 5 廃油 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設での再生処理 [5.4.5] 6 廃酸・廃アルカリ ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設での再生処理 [5.4.6] 7 ダイオキシソ類 サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない [5.4.7]																																																																												
6 章	1 一般事項 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針) を遵守すること。 ・ アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 2 施工調査 分析による調査 ・ 行う ・ 行わない [6.1.2] ※ 発注者にて必要箇所の分析調査を行う。 3 アスベスト含有吹付け材の除去 アスベスト含有吹付け材の有無 ・ 有 ・ 無 [6.1.3] 除去吹付け材 () 含有場所 () 吹付けアスベストの施工数量調査 ※ 行う アスベスト粉じん濃度測定 ※ 行う 表6.4 アスベスト粉じん濃度測定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキリイゾ-ン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出し口 (処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後 (隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室内積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認 アスベスト粉じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td colspan="3">位相差顕微鏡</td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td colspan="3">25mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> <td>10l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="3">総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td colspan="3">直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業場の隔離 ※ 行う [6.3.1] 処分方法 ・ 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有仕上塗材の除去 (除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ・ 有 ・ 無 除去仕上塗材 () 含有場所 () </p>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキリイゾ-ン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-	処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気		測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5	計数機器	位相差顕微鏡			メンブレンフィルタの直径	25mm			試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野			計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ径比3:1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l
測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考																																																																									
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																									
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																																																									
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																									
	測定4	セキリイゾ-ン入口	1点	空気の流れを確認																																																																									
	測定5	負圧・除じん装置の排出吹出し口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																																									
	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-																																																																									
処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																									
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																																									
	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																																																										
計数機器	位相差顕微鏡																																																																												
メンブレンフィルタの直径	25mm																																																																												
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min																																																																										
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min																																																																										
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																																																																												
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																																																																												
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ径比3:1以上																																																																												
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																										

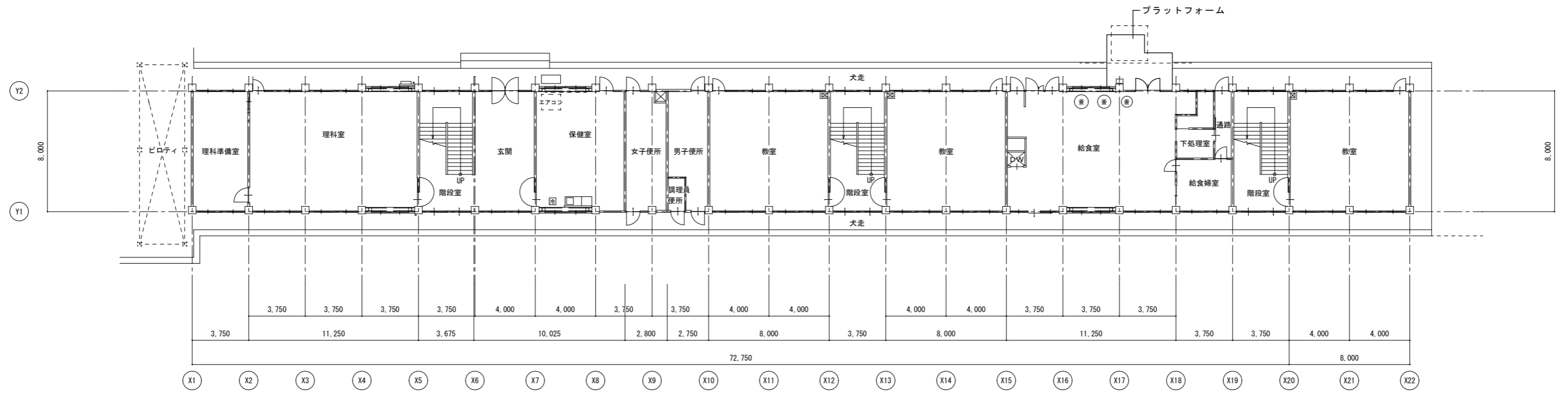
アスベスト含有箇所 ・ 吹付主剤 ・ 下地調整材 (吹付仕上) ・ 下地調整材 (ローラー仕上) 吹付主剤、下地調整材 (吹付仕上) の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材 (ローラー仕上) はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ※ 全面撤去 除去工法 吹付主材、下地調整材 (吹付仕上) の除去 ・ 集じん装置付高圧水洗工法 ・ 集じん装置付超高圧水洗工法 ・ 超音波ケレン工法 ・ 剥離材併用高圧水洗工法 ・ 剥離材併用超高圧水洗工法 ・ 剥離材併用手工具ケレン工法 ・ 剥離材併用超音波ケレン工法 ・ 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材 (ローラー仕上) の除去工法についてはレベル3 (アスベスト含有成形板) の除去工法と同等とする。 除去工法の試験施工 ※ 行う ・ 行わない 作業場の隔離及び養生 ※ 「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・ 行う ・ 行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・ 行う ・ 行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・ 行う ・ 行わない アスベスト粉じん濃度測定 ※ 行う (試験施工時) ・ 行わない [6.1.3] 表6.4 アスベスト粉じん濃度測定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験施工時</td> <td>測定1</td> <td>※ 施行区画周辺又は、敷地境界 ・ 図示による</td> <td>2方向各1点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 なお、工法の再選定する場合は、協議の上契約変更を行うことができる。 アスベスト粉じん濃度測定方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td>25mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>5l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>120 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td>アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>0.5 f/l</td> </tr> </tbody> </table> 処分方法 ・ 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有保温材等の除去 [6.4.1] 除去保温材 () 含有場所 () 作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない 処分方法 ・ 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有成形板の有無 ・ 有 ・ 無 [6.5.1] 除去成形板 () 含有場所 () 作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない 処分方法 ・ 埋立処分 ・ アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・ 認定を受けた無害化処理施設 ※ 本工事に配置管理させる者 (有資格者) ※ 特定化学物質等作業主任者 (H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者 (H18.4.1以降の講習修了者) </p>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考	試験施工時	測定1	※ 施行区画周辺又は、敷地境界 ・ 図示による	2方向各1点			測定1	計数機器		メンブレンフィルタの直径	25mm	試料の吸引流量	5l/min	試料の吸引時間	120 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法	計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野	計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ径比3:1以上	定量限界	0.5 f/l
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考																								
試験施工時	測定1	※ 施行区画周辺又は、敷地境界 ・ 図示による	2方向各1点																									
	測定1																											
計数機器																												
メンブレンフィルタの直径	25mm																											
試料の吸引流量	5l/min																											
試料の吸引時間	120 min																											
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																											
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																											
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ径比3:1以上																											
定量限界	0.5 f/l																											
7 特記事項																												

特記事項	変更事項	日付	19. 11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送校給食室改修工事 (令和2年春工事)	図面番号	A-06
		編成		国名	共通	種別	
		担当		種別	解体特記仕様書	種別	

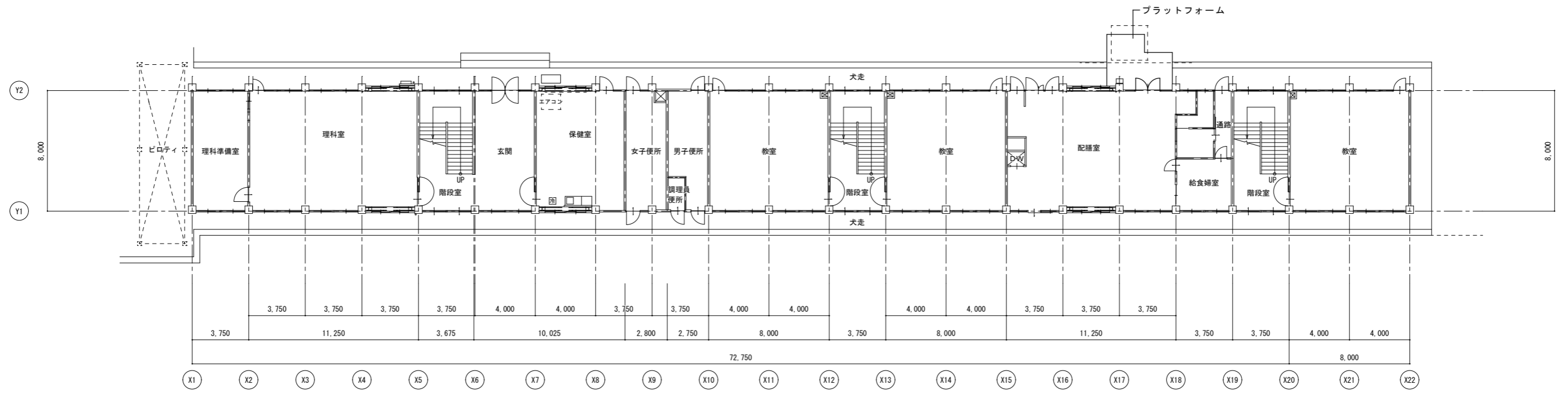


配置図 S = 1 / 400

特記事項	変更事項		日付	' 19. 11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送校給食室改修工事（令和2年春工事）	図面番号	A - 07
			棟名		図名	配置図（中瀬小学校）	縮尺	A3版 縮小 A2版1/400
			担当者		縮印			
	日付							

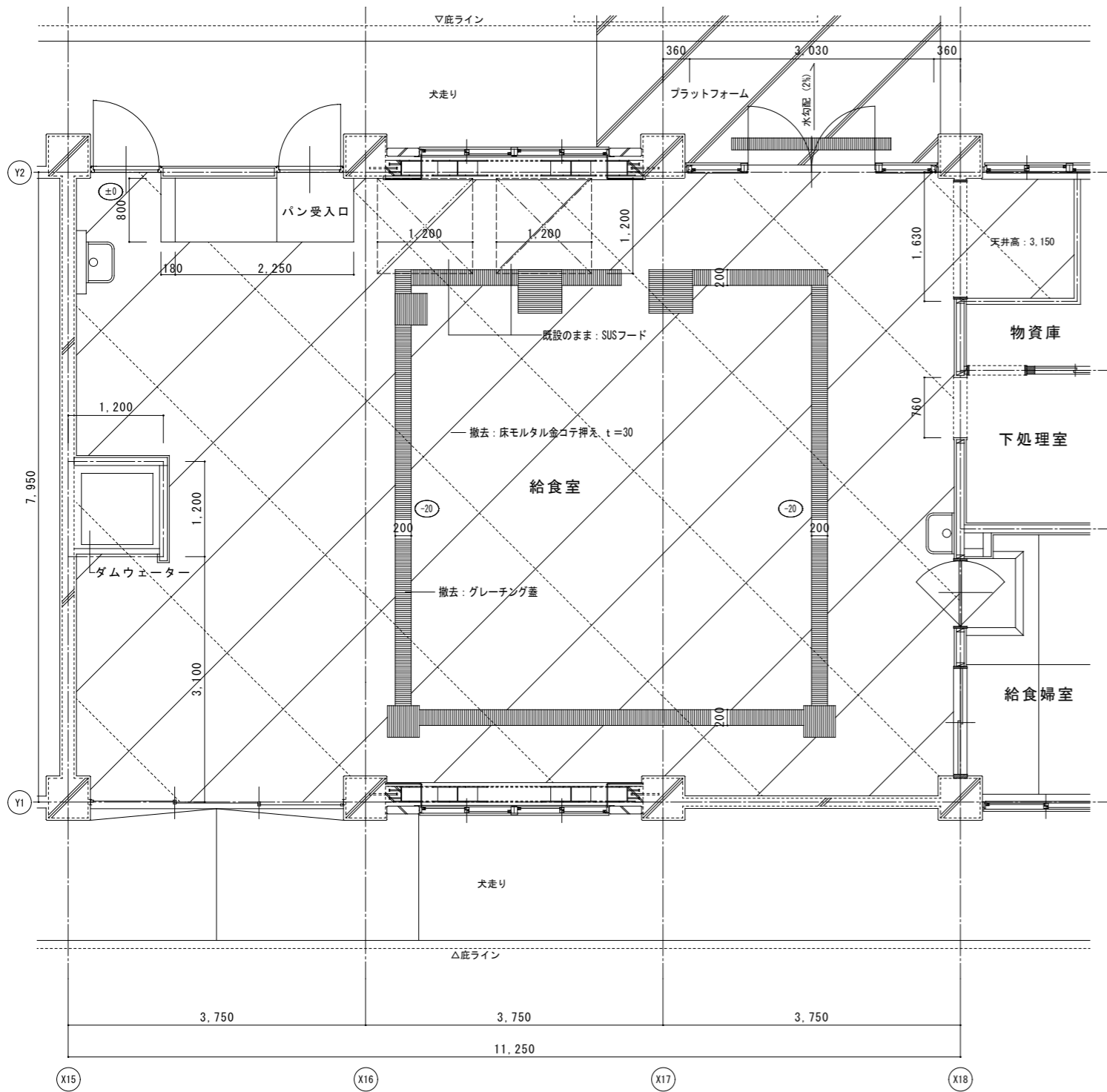


改修前 1階平面図 S=1/200



改修後 1階平面図 S=1/200

特記事項	変更事項		日付	19.11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和2年春工事)	図面番号	A-08
			棟名		図名	給食センター配送校給食室改修工事(中瀬小学校)	縮尺	A3版縮小 A2版1/200
			担当者		棟印			



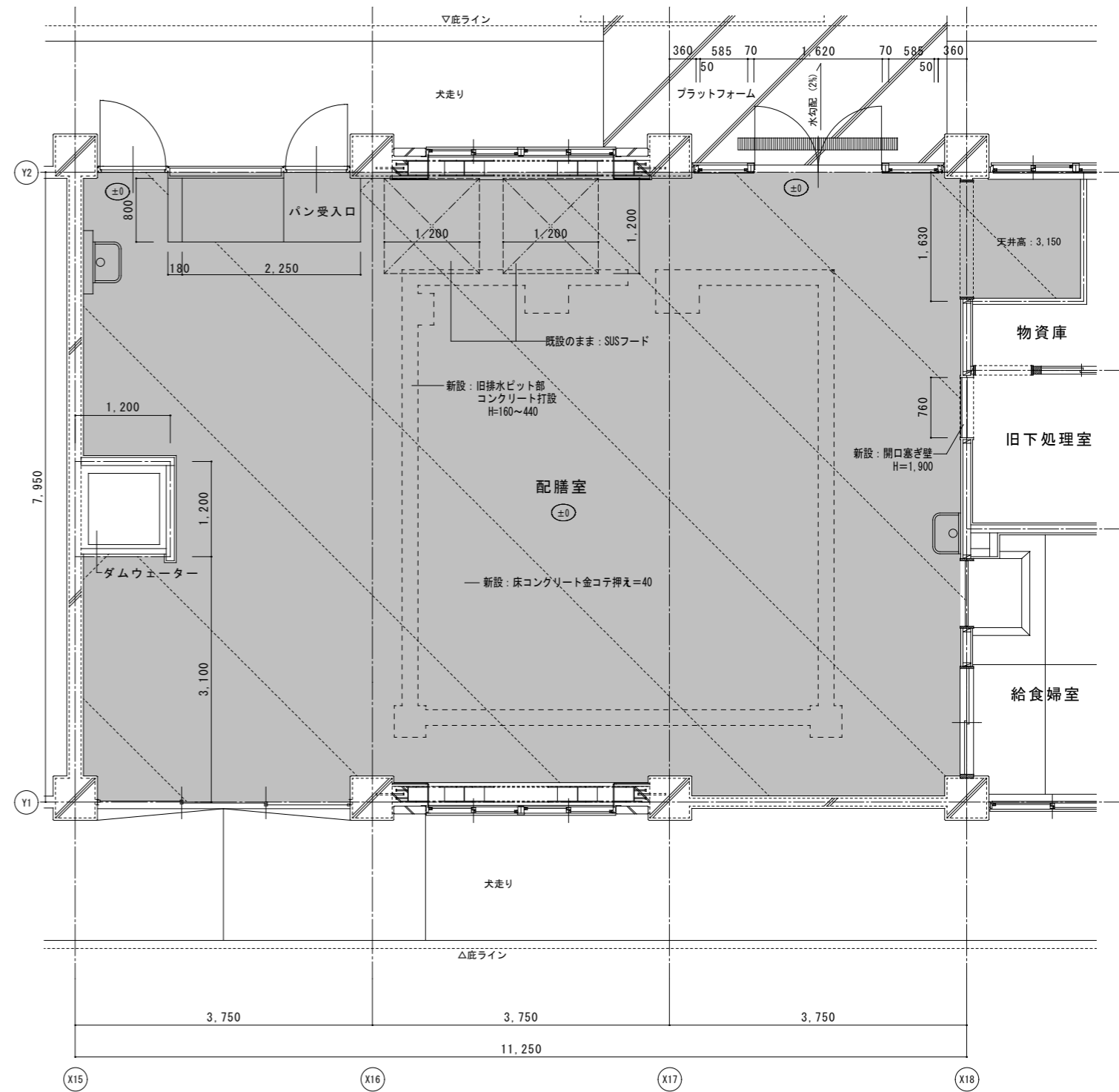
改修前
給食室 平面図 S=1:50

(±0) : 給食室Fからの高さを示す。

給食室 改修部	改修前仕上表	CH = 2,760
床	モルタル金コテ押え t=30 排水ピット内部: 防水モルタル金コテ押え	

床モルタル施工厚さが40mmを超える箇所が発生した場合は
監督員と協議の上、ひび割れ防止措置を講ずること。

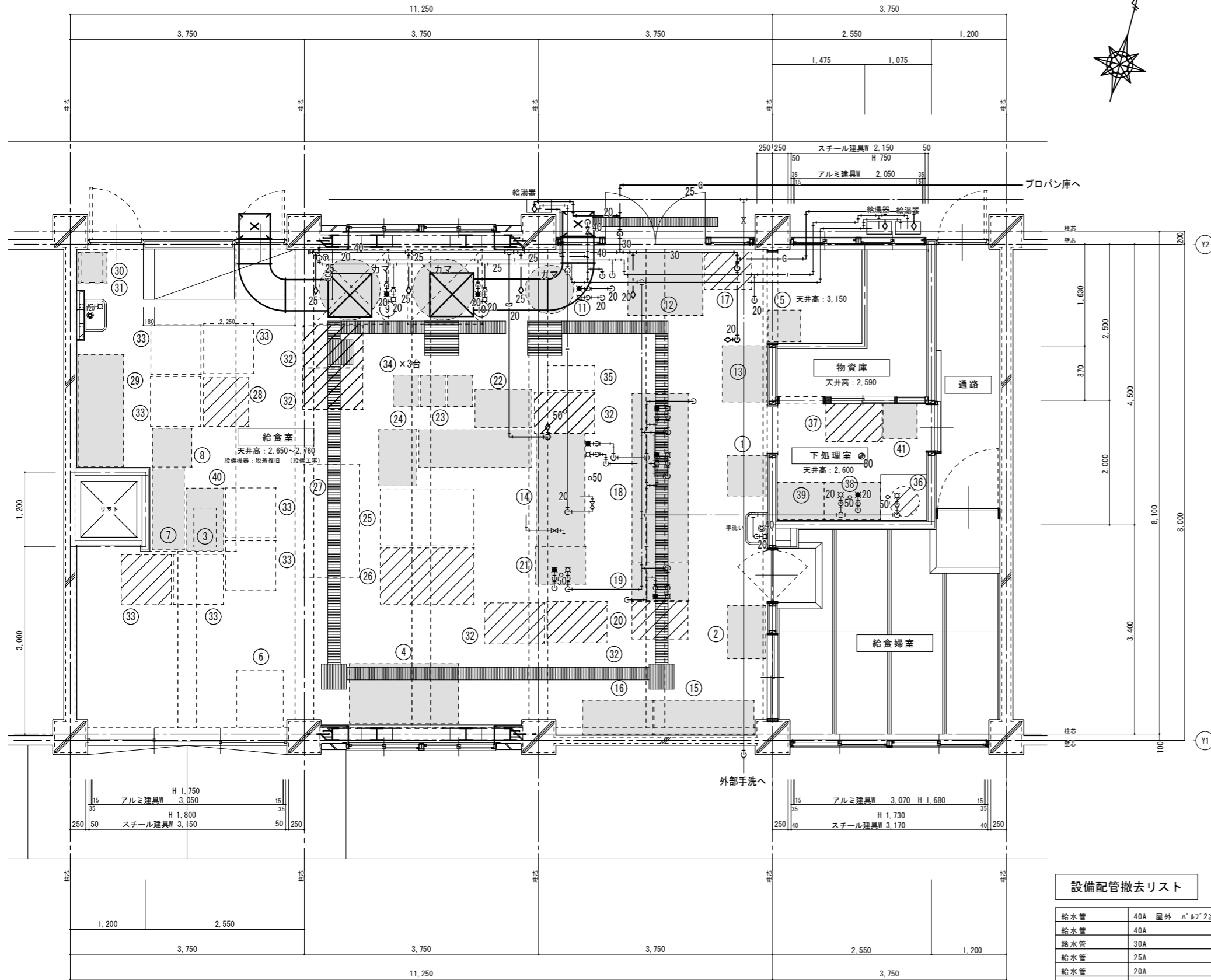
凡例	
	屋内改修範囲を示す
	コンクリート金コテ押え 新設範囲を示す
	床 モルタル金コテ押え 撤去範囲を示す



改修後
配膳室 平面図 S=1:50

(±0) : 配膳室Fからの高さを示す。
配膳室Fは既設給食室床水上高さを基準として設定し、
監督員の現地立ち合いのもと承認を得ること。

配膳室 改修部	改修後仕上表	CH = 2,760
床	コンクリート金コテ押え t=40	
開口塞ぎ壁 (下処理室入口)	PB12.5 EP-G LGS65 @300 下地 既設三方砕取合い部: 塩ビ見切 (コ型) ビニル巾木	H = 75



厨房機器撤去リスト

※記載なき備品等の撤去は別途とする。

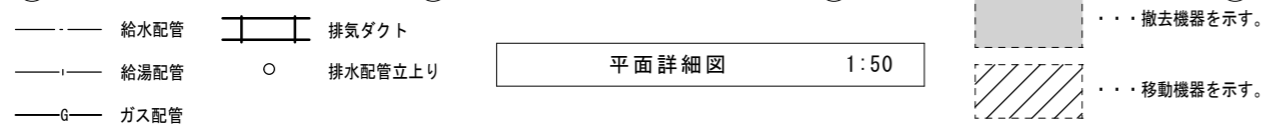
NO	品名	数	サイズ			特記事項
			W	D	H	
①	縦型冷蔵庫	1	620	650	1900	撤去
②	包丁まな板殺菌庫	1	850	600	1440	撤去
③	卓上野菜調理器	1	360	630	540	撤去
④	消毒保管庫	1	1750	950	1920	撤去
⑤	冷凍庫	1	520	510	1150	撤去
⑥	縦型冷蔵庫	1	750	900	1950	存置
⑦	食器消毒保管庫	1	1300	510	1920	撤去
⑧	縦型冷凍冷蔵庫	1	630	620	1900	撤去
⑨	ガス回転釜	1	φ980	-	920	撤去
⑩	ガス回転釜	1	φ980	-	920	撤去
⑪	ガス回転釜	1	φ780	-	870	撤去
⑫	オープン	1	1200	1020	1570	撤去
⑬	ガスレンジ	1	900	710	810	撤去
⑭	食器洗浄機	1	1800	780	1130	撤去
⑮	食器消毒保管庫	1	1600	550	1800	撤去
⑯	食器消毒保管庫	1	1130	550	1800	撤去
⑰	作業台 (キャスター付)	1	750	600	800	移動
⑱	三槽シンク	1	2700	900	810	撤去
⑲	一槽シンク (キャスター付)	1	910	600	780	撤去
⑲	作業台 (キャスター付)	1	900	600	870	移動
⑲	一槽シンク	1	800	600	850	撤去
⑲	一槽シンク (キャスター付)	1	900	600	800	撤去
⑲	4段ラック	1	1800	600	1410	撤去
⑲	一槽シンク (キャスター付)	1	900	600	830	撤去
⑲	作業台 (キャスター付)	1	1500	900	800	存置
⑲	作業台 (キャスター付)	1	1500	900	760	移動
⑲	作業台 (キャスター付)	1	1810	900	810	存置
⑲	一槽シンク (キャスター付)	1	720	780	730	移動
⑲	戸棚	1	1790	730	1780	撤去
⑳	電子レンジ	1	470	350	310	撤去
㉑	冷蔵庫	1	490	460	930	撤去
㉒	ワゴン (キャスター付)	5	960	660	830	移動
㉓	ワゴン (キャスター付)	7	810	810	780	存置6台、移動1台
㉔	パイプ架台 (キャスター付)	3	500	400	600	撤去
㉕	ワゴン (キャスター付)	1	750	400	830	存置
㉖	皮剥機	1	φ480	-	780	移動
㉗	作業台 (キャスター付)	1	900	600	840	移動
㉘	一槽シンク	1	900	600	810	撤去
㉙	作業台	1	750	600	820	撤去
㉚	一槽シンク (キャスター付)	1	1000	600	800	撤去
㉛	洗米機	1	550	550	800	撤去

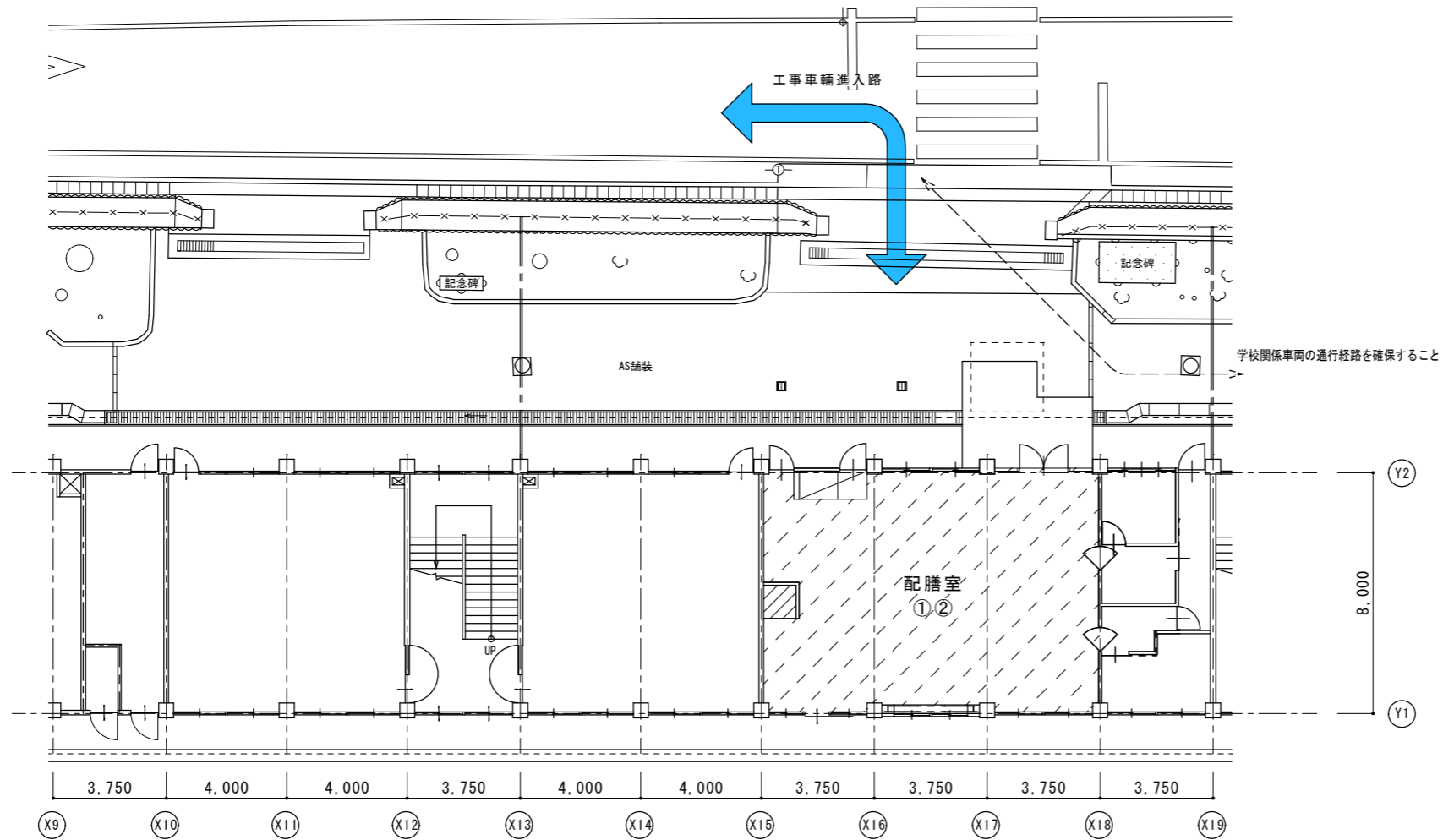
設備配管撤去リスト

※存置機器は給食室等工事に支障のない場所に移動し工事完了後復旧すること。

給水管	40A 屋外 1/2'2次側キャップ止	1.0箇所	給湯管	PP 20A	20.0m
給水管	40A	2.0m	給湯管	給湯	1.0式
給水管	30A	3.0m	はつり補修費	給湯 壁貫通部	1.0式
給水管	25A	12.0m	給湯管切断	FL面 コンクリート補修共	1.0式
給水管	20A	46.0m	ガス管	25A 屋外 フレキ管 キャップ止	1.0箇所
給水管	PP 20A	6.0m	ガス管	40A	9.0m
給湯管	給湯	1.0式	ガス管	30A	5.0m
はつり補修費	給湯 壁貫通部	1.0式	ガス管	20A	20.0m
給水管切断	FL面 コンクリート補修共	1.0式	コック・バルブ類		1.0式
保温材	給湯	1.0式	排水管切断	FL面 コンクリート補修共	1.0式
給湯管	25A	5.0m	配管支持金物		1.0式
給湯管	20A 保温付	20.0m			

平面詳細図 1:50

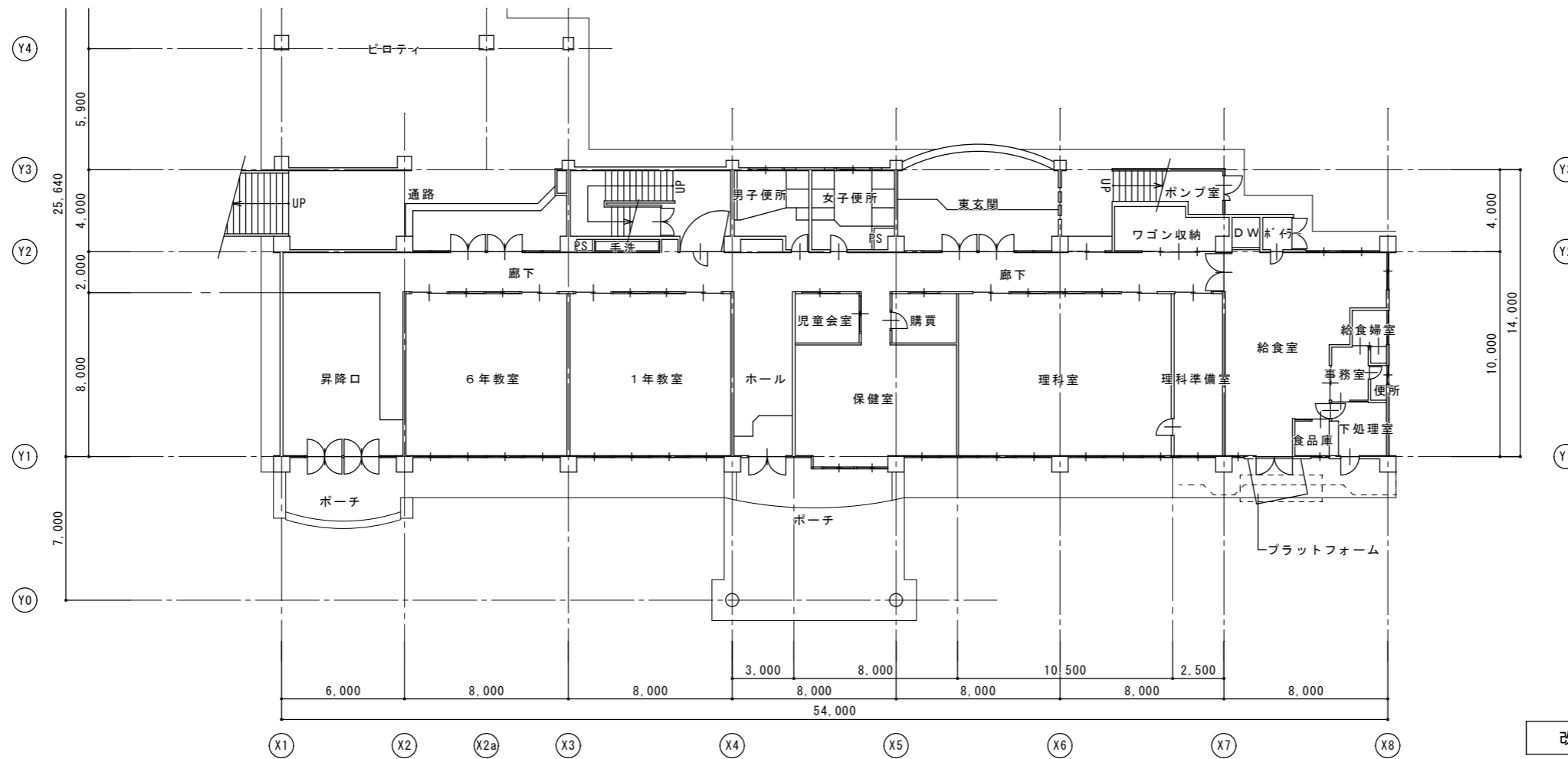




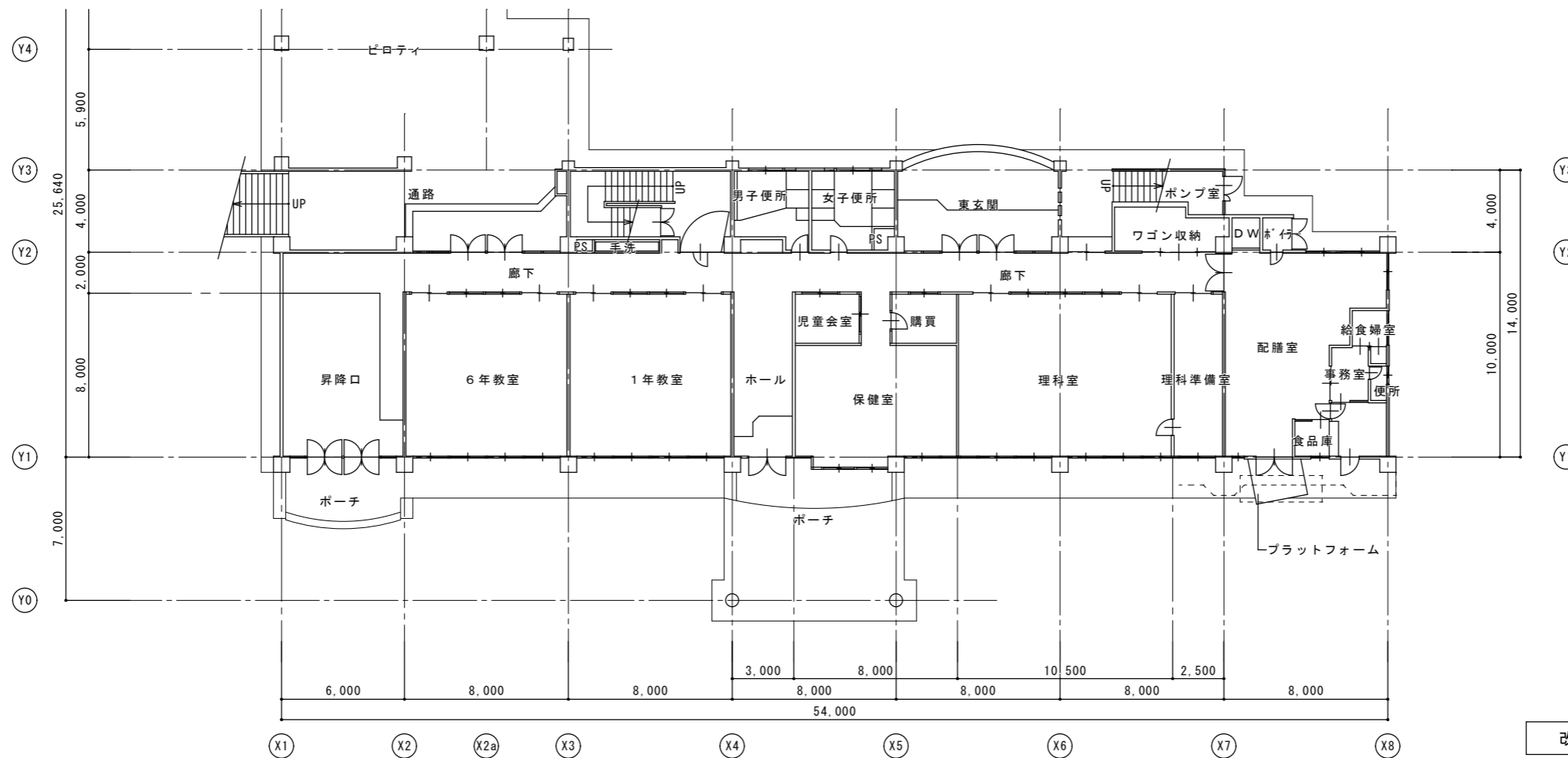
工事内容 凡例	
①	給食室他内部改修
②	空調設備改修
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

仮設計画図 (2020年春休み) S = 1 / 150

凡例	
	屋内施工範囲を示す
	単管バリケードを示す
	15.7m

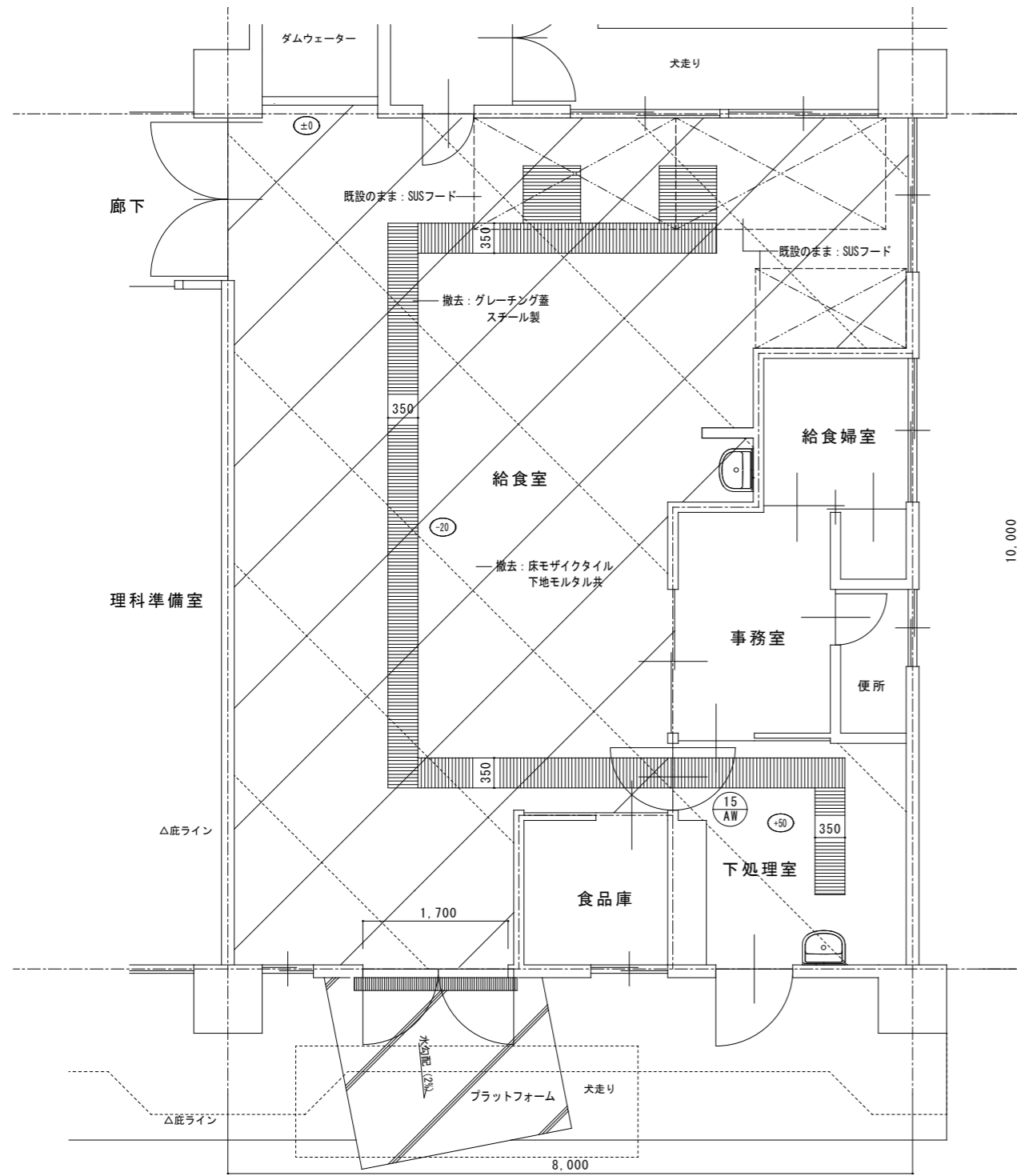


改修前 1階平面図 S=1/200



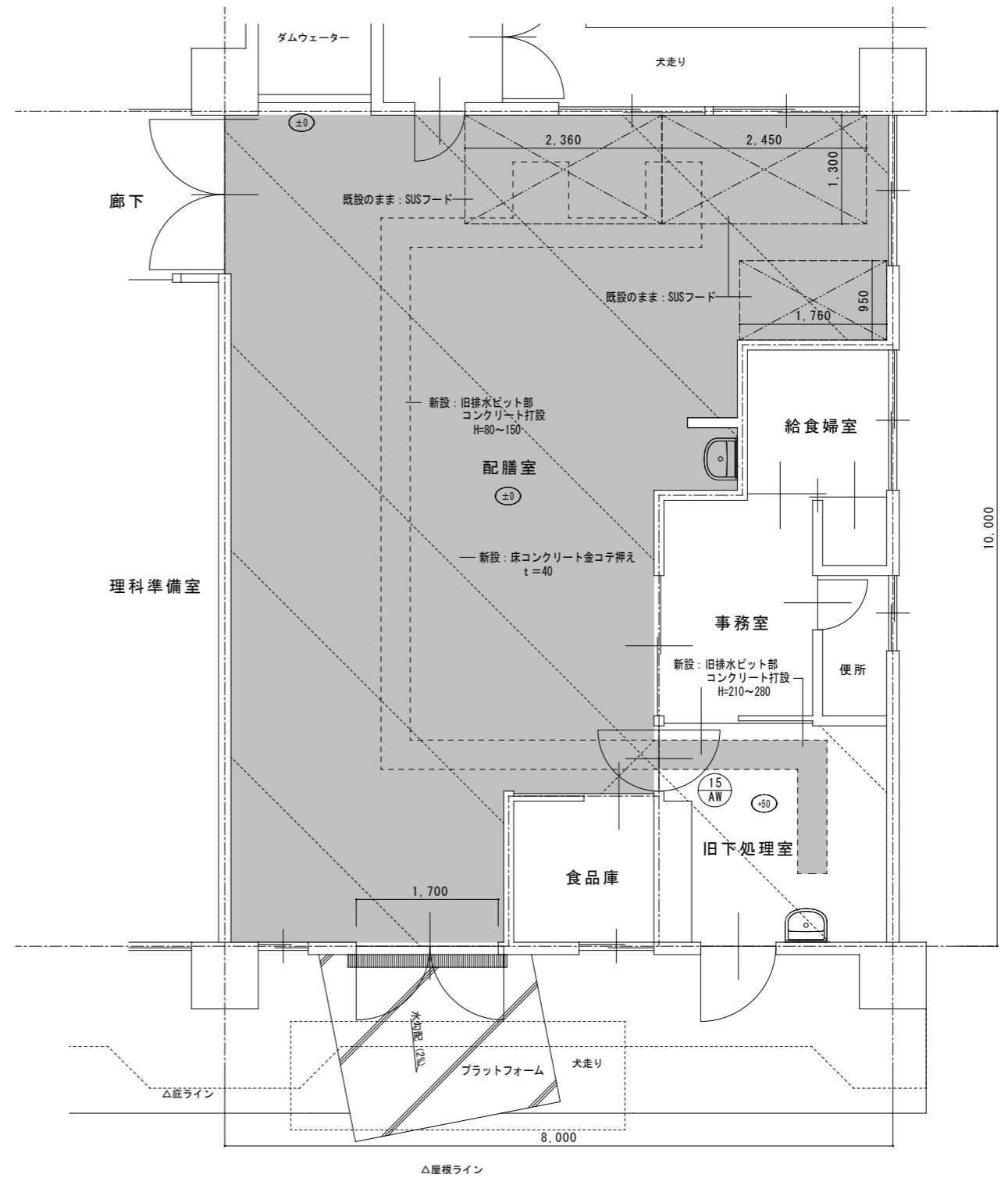
改修後 1階平面図 S=1/200

特記事項	変更事項	日付	19.11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送給食室改修工事(令和2年春工事)	図面番号	A-13
		縮尺		縮尺	A3版 縮小 A2版 1/200	積印	
		日付		縮尺	A3版 縮小 A2版 1/200	積印	
				縮尺	A3版 縮小 A2版 1/200	積印	



改修前
給食室 平面図 S=1:50

±0 : 給食室FLからの高さを示す。



改修後
配膳室 平面図 S=1:50

±0 : 配膳室FLからの高さを示す。
配膳室FLは既設給食室床水高さを基準として設定し、
監督員の現地立ち合いのもと承認を得ること。

床モルタル施工厚さが40mmを超える箇所が発生した場合は
監督員と協議の上、ひび割れ防止措置を講ずること。

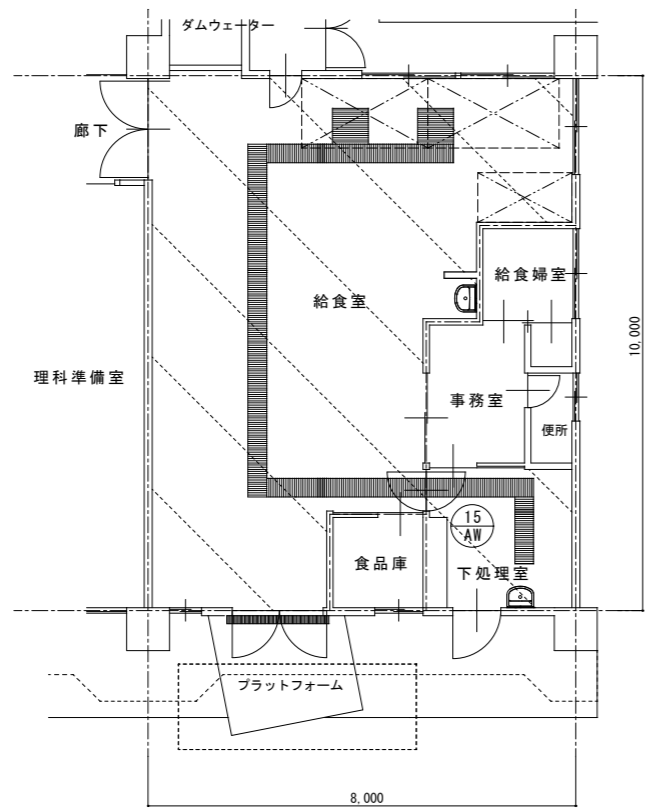
凡例	
	屋内改修範囲を示す
	コンクリート金コテ押え 新設範囲を示す
	床 モザイクタイル (モルタル下地共) 撤去範囲を示す

下処理室 改修部 改修前仕上表	
床	防塵塗装 モルタル金コテ押え t=30 排水ビット内部: 防水モルタル金コテ押え

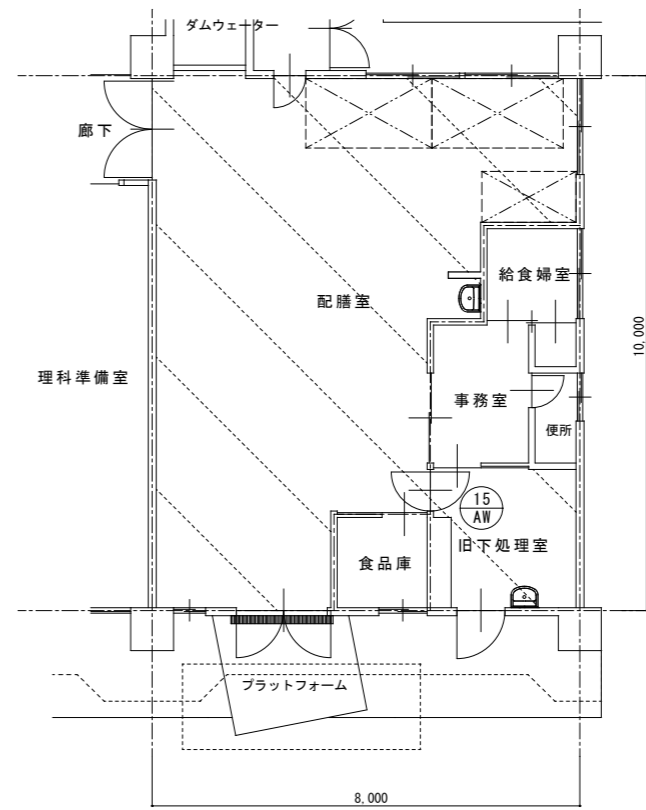
給食室 改修部 改修前仕上表	CH = 3.030
床	25角モザイクタイル貼り モルタル下地 t=30 排水ビット内部: 防水モルタル金コテ押え

旧下処理室 改修部 改修後仕上表	
床	排水ビット部: コンクリート金コテ押え

配膳室 改修部 改修後仕上表	CH = 3.030
床	コンクリート金コテ押え t=40

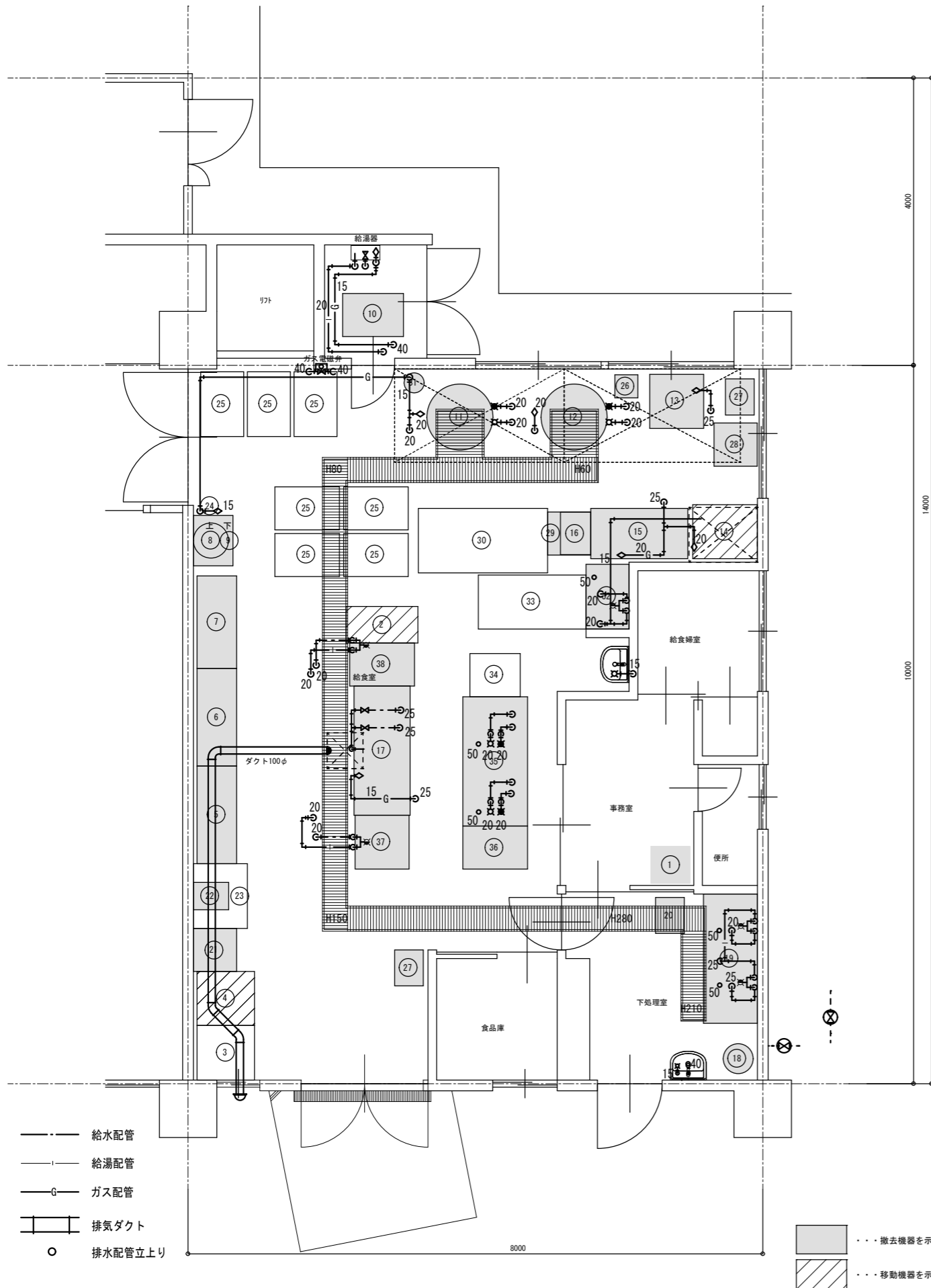


改修前
建具指示図 S=1:100



改修後
建具指示図 S=1:100

記号	数量	場所	15 AW	1	配膳室
			(改修)		
姿図 (内観図)					
屏見込					撤去
型式			片開き框戸		片開き框戸
材質			アルミ押出型材		アルミ押出型材
ガラス					アルミバネル t=3
金物			SUS網戸・アルミ顔縁・握り玉・取付金物一式		SUS網戸・アルミ顔縁・握り玉・取付金物一式
備考					



厨房機器撤去リスト

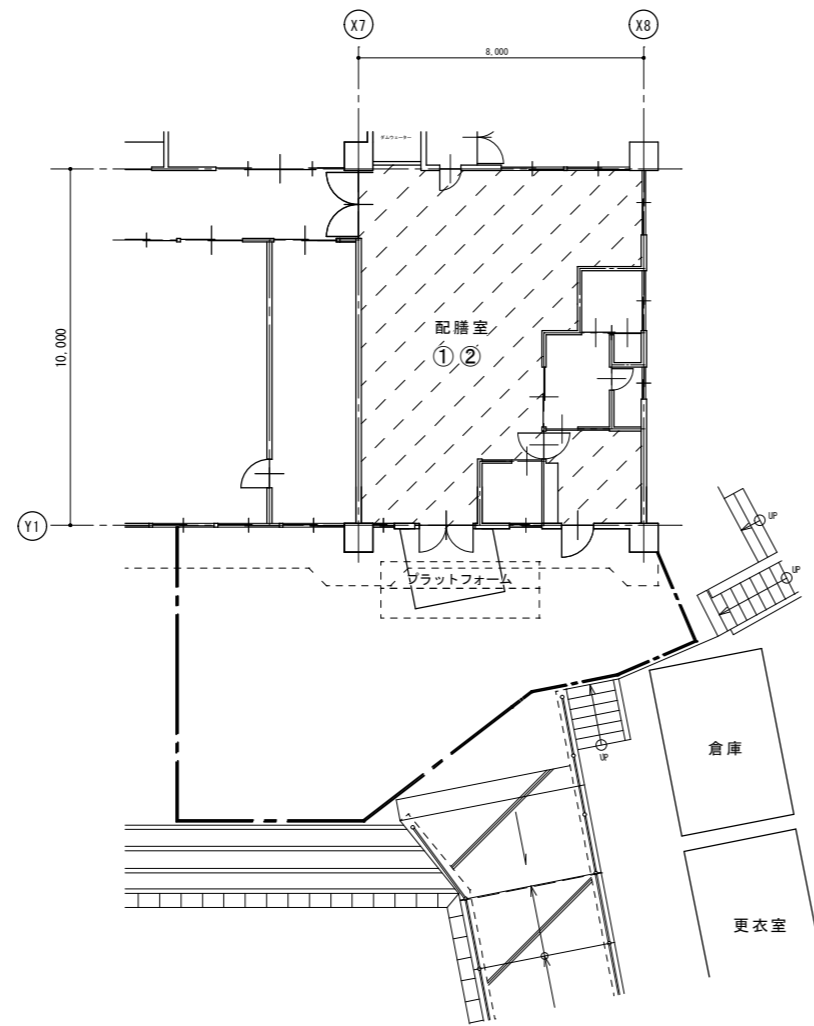
※記載なき備品等の撤去は別途とする。

NO	品名	数	サイズ			特記事項
			W	D	H	
①	冷蔵庫	1	520	550	1140	撤去
②	フードスライサー	1	1000	510	1150	移動
③	牛乳保冷库	1	760	800	1960	存置
④	冷凍冷蔵庫	1	750	800	1900	移動
⑤	食器消毒保管庫	1	1360	550	1880	撤去
⑥	食器消毒保管庫	1	1360	550	1880	撤去
⑦	食器消毒保管庫	1	1290	550	1880	撤去
⑧	炊飯器	1	φ490	-	390	撤去
⑨	炊飯器	1	φ490	-	390	撤去
⑩	包丁まな板殺菌庫	1	850	600	1430	撤去
⑪	回転釜	1	φ920	-	900	撤去
⑫	回転釜	1	φ920	-	900	撤去
⑬	フライヤー	1	750	750	950	撤去
⑭	コンベクションオープン	1	900	750	1750	移動
⑮	テーブル型冷蔵庫	1	1350	700	900	撤去
⑯	ガスコンロ	1	590	420	180	撤去
⑰	コンベア洗浄機	1	1800	780	1120	撤去
⑱	ビーカー	1	φ420	-	800	撤去
⑲	二槽シンク	1	1800	750	920	撤去
⑳	パイプキャスター	1	500	400	460	撤去
㉑	冷蔵庫	1	600	600	1690	撤去
㉒	電子レンジ	1	490	380	320	撤去
㉓	作業台 (キャスター付)	1	750	900	800	移動
㉔	スチール棚	1	700	550	610	撤去
㉕	ワゴン (キャスター付)	7	900	600	850	存置
㉖	スチール架台	1	320	320	690	撤去
㉗	パイプキャスター	2	500	400	600	撤去
㉘	一槽シンク	1	600	600	800	撤去
㉙	台 (レンジ下)	1	600	600	640	撤去
㉚	作業台	1	1800	900	800	存置
㉛	スチール架台	1	φ280	-	700	撤去
㉜	一槽シンク (キャスター付)	1	900	600	820	撤去
㉝	作業台	1	1500	750	790	存置
㉞	シンク作業台	1	700	600	800	存置
㉟	三槽シンク	1	1800	900	800	撤去
㊱	一槽シンク (キャスター付)	1	900	600	800	撤去
㊲	一槽シンク	1	750	750	690	撤去
㊳	一槽シンク (キャスター付)	1	900	600	790	撤去

※存置機器は工事に支障のない場所に移動し工事完了後復旧すること。

設備配管撤去リスト

給水管	40A 屋外 1/2" 2次側キャップ止	1.0箇所	カラン類	給湯	1.0式
給水管	20A	25.0m	保温材	給湯	1.0式
カラン類	給水	1.0式	ガス管	40A 土中 キャップ止	1.0箇所
保温材	コンクリート柱	1.0式	補修費	コンクリート	1.0式
給水管切断	土間コンクリート面	1.0式	ガス管	20A	23.0m
給湯管	20A	18.0m	ユック類		1.0式
給湯管切断	土間コンクリート面	1.0式	排水管切断	土間コンクリート面	1.0式



工事車輛進入路

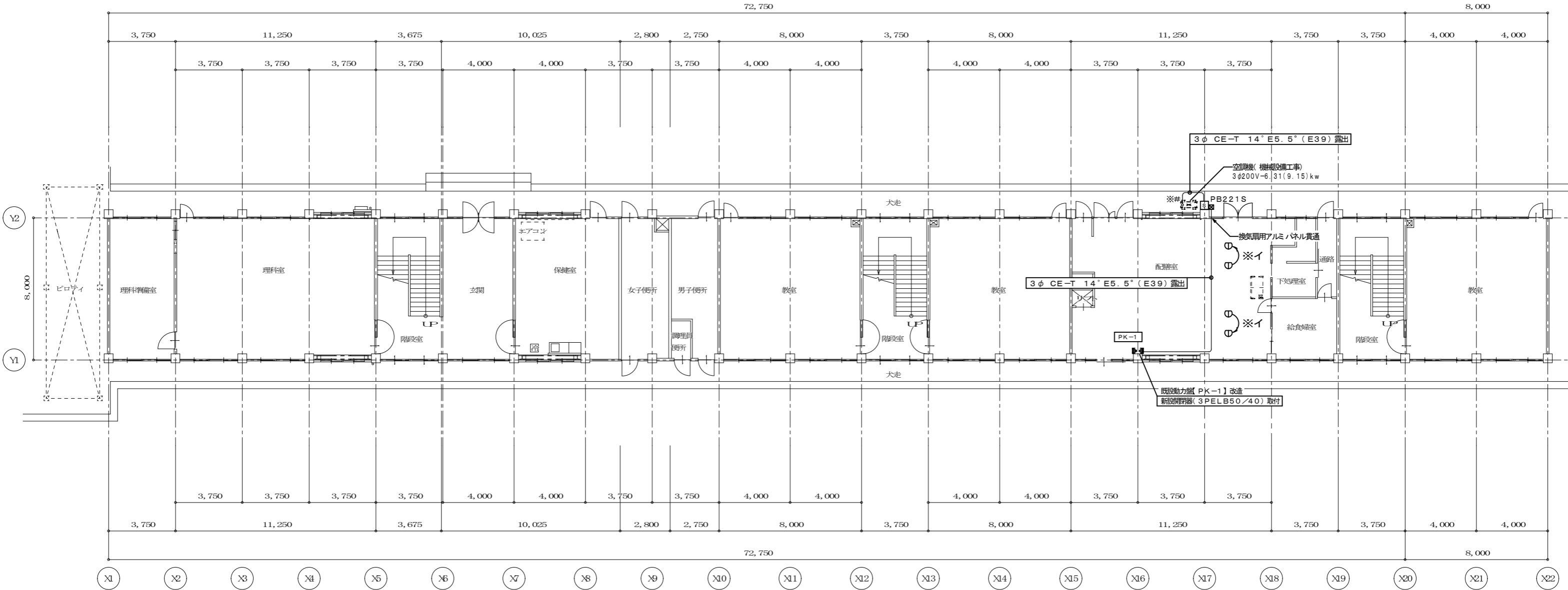
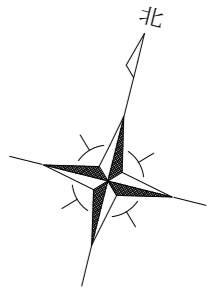
仮設計画図 (2019年夏休み) S = 1 / 150

工事内容 凡例	
①	給食室他内部改修
②	空調設備改修
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

凡例	
	屋内施工範囲を示す
	単管バリケードを示す 27.1m

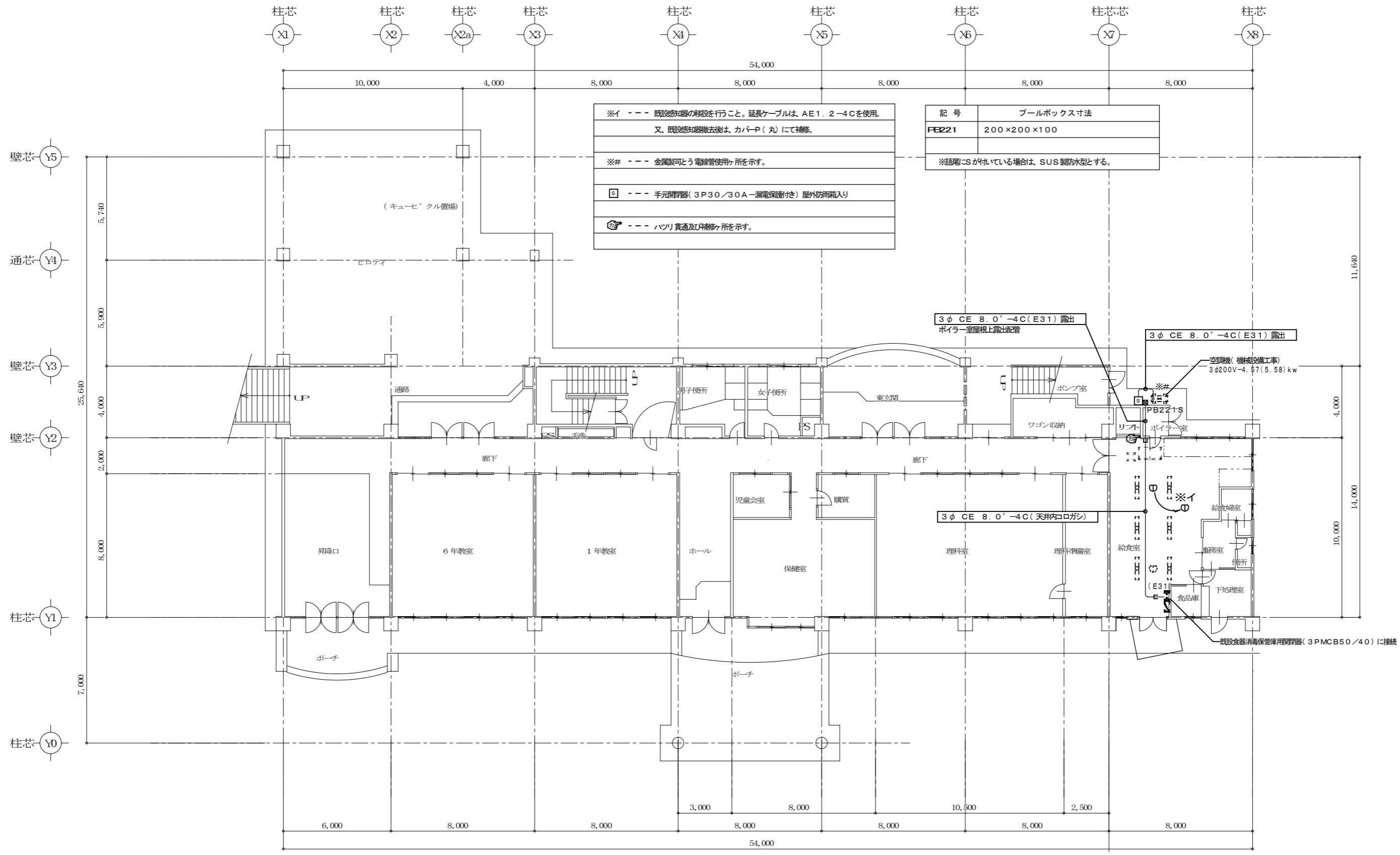
※イ	--- 既設感知器の移設を行うこと。延長ケーブルは、AE1. 2-4Cを使用。 又、既設感知器撤去後は、カバーP(丸)にて補修。
※#	--- 金属製可とう電線管使用ヶ所を示す。
S	--- 手元開閉器(3P30/30A-漏電保護付き) 屋外防雨箱入り
☞	--- ハツリ貫通及び補修ヶ所を示す。

記号	ブールボックス寸法
FB221	200×200×100
※語尾にSが付いている場合は、SUS製防水型とする。	



1階平面図 1/150

特記事項	変更事項	日付	19. 11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和2年春工事)	図面番号	E-02
		検閲		図名	動力・自動火災報知設備図(中瀬小学校)	縮尺	A3版 縮小 A2版 1/150
		描出		棟印			



特記事項	変更事項	日付	19.11	名称	中瀬・三訪小学校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和2年春工事)	図面番号	E-03
		棟名		図名	動力・自動火災報知設備図(三訪小学校)	縮尺	A3版 縮小 A2版1/150
		担当者		製図		検印	
		日付					

空調機器表

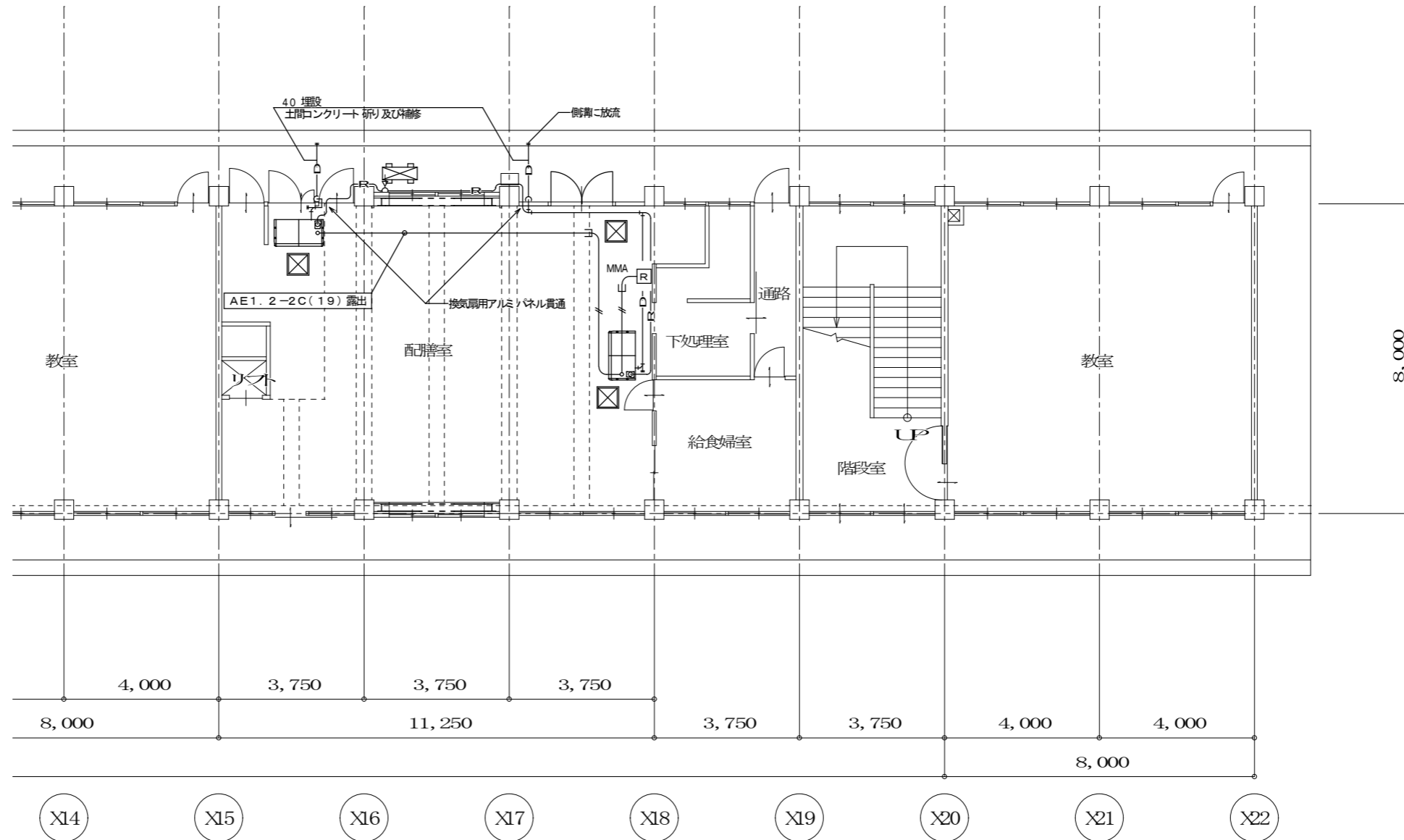
記号	機器名 (参考型番)	形式	機器仕様	電気容量		台数	設置場所	外機配線		備考 (参考寸法・重量)	
				電源	消費電力(kw)			20m以下	ブレーカ		
PAC 1	空冷ヒートポンプ式	形式	天井吊形(ツイン)	3φ		1		14.0	40A	内機=H235*W1586*D690-37kg-2台 外機=H1550*W1010*D370-141kg	
	パッケージエアコン	冷房能力	20.0 (4.6~22.4) kw	-200V	冷房						6.31
	ワイヤードリモコンスイッチタイプ	暖房能力	22.4 (4.6~28.0) kw		暖房						5.56
	(ACSB22437M)	冷媒配管	液側 9.5φ ガス管 15.9φ×2		低温暖房						9.15
			液側 9.5φ ガス管 25.4φ		定格電流						19.4 A
		APF	5.8		最大電流						27.0 A
	付属品	ワイヤードリモコン、他一式									

凡例

—R—	冷媒配管
—D—	ドレン管 40φ露出
—#—	AE1.2-2C(コログン)
—E— ^{MMA}	立ち下げ露出配線の保護(MMA)
[R]	ワイヤードリモコン(メタルモール用BOX共)
[X]	新設天井点検口(450×450)+開口補強鉄

注記

- *1. 省エネ基準値(グリーン購入法)に適合のこと。
- *2. 室外機-室内機間の2次配線(EEF2.0-3C)は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。
- *3. 電源容量値は参考とする。
- *4. 運転効率、能力はJIS条件による。
- *5. 室外機: 転倒防止支持金具取付のこと
- *6. 断熱材被覆銅管 原管はJIS H3300による。保温厚はガス管20mm、液管10mm(10φ以下は8mm)とする。
- *7. 室外機の基礎: 1階は、コンクリート製(タイガーベース)+防振ゴム板敷
・2階、3階は、鉄骨製ベース+防振ゴム板敷を使用。



空調機器表

記号	機器名 (参考型番)	形式	機器仕様 (参考型番)	電気容量		台数	設置場所	外機配線		備考 (参考寸法・重量)
				電源	消費電力(kw)			20m以下	ブレーカ	
PAC 1	空冷ヒートポンプ式	形式	天井吊形	3φ		1		8.0	30A	内機=H235*W1586*D690-37kg
	パッケージエアコン	冷房能力	12.5 (3.1~14.0) kw	-200V	冷房 4.57					外機=H1050*W1010*D370-76kg
	ワイヤードリコンスイッチタイプ (RCSA14033M)	暖房能力	14.0 (2.6~16.0) kw		暖房 3.71					※室外機は、防護ネット(前・後・側面)付き
		冷媒配管	液側 9.5φ ガス管 15.9φ		低溫暖房 5.58					
		APF	5.4		定格電流 13.9 A					
	付属品	ワイヤードリコン、他一式		最大電流 23.4 A						

注記

- *1. 省エネ基準値(グリーン購入法)に適合のこと。
- *2. 室外機-室内機間の2次配線(EEF2.0-3C)は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。
- *3. 電源容量値は参考とする。
- *4. 運転特性、能力はJIS条件による。
- *5. 室外機 転倒防止支持金具取付のこと

- *6. 断熱材被覆銅管 原管はJIS H3300による。保温厚はガス管20mm、液管10mm(10φ以下は8mm)とする。
- *7. 室外機の基礎 1階は、コンクリート製(タイガーベース) +防振ゴム板敷

凡例

—R—	冷媒配管
—D—	ドレン管 40-露出
—#—	AE1.2-2C(コロガシ)
—E—	立ち下げ露出配線の保護(MMA)
[R]	ワイヤードリコン(メタルモール用BOX共)
[X]	新設天井点検口(450×450) +開口補強共

